

令和7年第1回愛知中部水道企業団議会定例会提出議案一覧表

令和7年3月7日午後2時開議

企業長提出議案

- 議案第1号 愛知中部水道企業団行政不服審査会条例及び愛知中部水道企業団個人情報保護法施行条例の一部を改正する条例について
- 議案第2号 愛知中部水道企業団職員の育児休業等に関する条例及び愛知中部水道企業団職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第3号 愛知中部水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例及び地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第4号 損害賠償の額の決定について
- 議案第5号 令和6年度愛知中部水道企業団水道事業会計補正予算（第2号）について
- 議案第6号 令和7年度愛知中部水道企業団水道事業会計予算について

議員提出議案

- 議案第1号 愛知中部水道企業団議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 1 号

愛知中部水道企業団行政不服審査会条例及び愛知中部水道企業団個人情報保護法施行条例の一部を改正する条例について

愛知中部水道企業団行政不服審査会条例及び愛知中部水道企業団個人情報保護法施行条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和 7 年 3 月 7 日提出

愛知中部水道企業団

企業長 近 藤 裕 貴

提案理由

この案を提出するのは、刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行に伴い、改正する必要があるからである。

愛知中部水道企業団行政不服審査会条例及び愛知中部水道企業団個人情報保護法施行条例の一部を改正する条例

(愛知中部水道企業団行政不服審査会条例の一部改正)

第1条 愛知中部水道企業団行政不服審査会条例（平成28年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第15条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(愛知中部水道企業団個人情報保護法施行条例の一部改正)

第2条 愛知中部水道企業団個人情報保護法施行条例（令和5年条例第1号）の一部を次のように改正する。

附則第3条第5項及び第6項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

第2条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

第 1 条分 愛知中部水道企業団行政不服審査会条例（平成 2 8 年条例第 1 号）新旧対照表

改正後	改正前
（罰則） 第 1 5 条 第 2 条第 5 項（第 4 条第 4 項において準用する場合を含む。）の規定に違反して秘密を漏らした者は、1 年以下の<u>拘禁刑</u>又は 5 0 万円以下の罰金に処する。	（罰則） 第 1 5 条 第 2 条第 5 項（第 4 条第 4 項において準用する場合を含む。）の規定に違反して秘密を漏らした者は、1 年以下の<u>懲役</u>又は 5 0 万円以下の罰金に処する。

第 2 条分 愛知中部水道企業団個人情報保護法施行条例（令和 5 年条例第 1 号）新旧対照表

改正後	改正前
附 則 第 1 条～第 2 条 略 第 3 条第 1 項～第 4 項 略 5 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第 2 条第 5 号アに係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)をこの条例の施行後に提供したときは、2 年以下の<u>拘禁刑</u>又は 1 0 0 万円以下の罰金に処する。 （1）～（2） 略 6 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第 2 条第 4 号に規定する保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1 年以下の<u>拘禁刑</u>又は 5 0 万円以下の罰金に処する。 第 4 条 略	附 則 第 1 条～第 2 条 略 第 3 条第 1 項～第 4 項 略 5 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第 2 条第 5 号アに係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)をこの条例の施行後に提供したときは、2 年以下の<u>懲役</u>又は 1 0 0 万円以下の罰金に処する。 （1）～（2） 略 6 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第 2 条第 4 号に規定する保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1 年以下の<u>懲役</u>又は 5 0 万円以下の罰金に処する。 第 4 条 略

議案第 2 号

愛知中部水道企業団職員の育児休業等に関する条例及び愛知中部水道企業団職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

愛知中部水道企業団職員の育児休業等に関する条例及び愛知中部水道企業団職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和 7 年 3 月 7 日提出

愛知中部水道企業団

企業長 近 藤 裕 貴

提案理由

この案を提出するのは、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律の改正に伴い、改正する必要があるからである。

愛知中部水道企業団職員の育児休業等に関する条例及び愛知中部水道企業団職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

(愛知中部水道企業団職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第1条 愛知中部水道企業団職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第20条第3項中「任命権者が定める休暇を承認されている場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該休暇を承認されている」を「育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条の2第20項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない」に改める。

(愛知中部水道企業団職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第2条 愛知中部水道企業団職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成8年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第8条の3第2項中「3歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改め、同条第4項中「第2項中「3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、」を「並びに第2項」に改める。

第15条第1項中「定める者」の次に「（第19条第1項において「配偶者等」という。）」を加える。

第18条の次に次の2条を加える。

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)

第19条 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確

認するための面談その他の措置を講じなければならない。

- 2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第20条 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- （1） 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- （2） 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- （3） その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次条の規定は公布の日から施行する。

（第2条に関する経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日を時間外勤務制限開始日とする改正後の愛知中部水道企業団職員の勤務時間、休暇等に関する条例第8条の3第2項の規定による請求（3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）を行おうとする職員は、施行日前においても、規則の定めるところにより、当該請求を行うことができる。

第1条分 愛知中部水道企業団職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第2号）新旧対照表

改正後	改正前
(部分休業の承認) 第20条 略 2 略 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が<u>育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条の2第20項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で</u>）行うものとする。	(部分休業の承認) 第20条 略 2 略 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が<u>任命権者が定める休暇を承認されている場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該休暇を承認されている時間を減じた時間を超えない範囲内で</u>）行うものとする。

第2条分 愛知中部水道企業団職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成8年条例第1号）

改正後	改正前
（育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限） 第8条の3 略 2 任命権者は、<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>のある職員が、規則の定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第8条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。 3 略 4 前3項の規定は、第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下この項において「要介護者」という。）を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、<u>並びに第2項及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、規則で定めると</u>	（育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限） 第8条の3 略 2 任命権者は、<u>3歳に満たない子</u>のある職員が、規則の定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第8条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。 3 略 4 前3項の規定は、第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下この項において「要介護者」という。）を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、<u>及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして規則で定め</u>

ころにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。)

5 略

(介護休暇)

第15条 介護休暇は、職員が配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者(第19条第1項において「配偶者等」という。))で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする1の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2～3 略

第16条～第18条 略

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)

第19条 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と

るところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。))における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。

5 略

(介護休暇)

第15条 介護休暇は、職員が配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者_____で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする1の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2～3 略

第16条～第18条 略

(新設)

(新設)

介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第20条 任命権者は、介護両立支援制度等の利用に係る請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

（1） 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施

（2） 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備

（3） その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

議案第 3 号

愛知中部水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例及び地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例について

愛知中部水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例及び地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和 7 年 3 月 7 日提出

愛知中部水道企業団

企業長 近 藤 裕 貴

提案理由

この案を提出するのは、一般職の職員の給与に関する法律の一部改正に伴い、改正する必要があるからである。

愛知中部水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例及び地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例

(愛知中部水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第1条 愛知中部水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和50年条例第12号)の一部を次のように改正する。

第6条第4項中「(企業職給料表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの及び同表以外の給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして企業長が規則で定める職員にあつては、3号給)」を削り、同条第5項中「55歳(企業長が規則で定める職員にあつては、56歳以上の年齢で企業長が規則で定めるもの)に達した日の属する年度の末日を超えて在職する」を「次に掲げる」に改め、同項に次の2号を加える。

- (1) 55歳(企業長が規則で定める職員にあつては、56歳以上の年齢で企業長が規則で定めるもの)を超える職員
- (2) 企業職給料表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの及び同表以外の給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして企業長が規則で定める職員

第9条第1項ただし書中「次項第1号及び第3号から第6号まで」を「次項第2号から第5号まで」に改め、同条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

第11条第2号中「配偶者」の次に「(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。)」を加える。

第12条の2第2項中「職員以外の地方公務員、国家公務員その他企業長が規則で定める者であつた者から引き続き給料表の適用を受ける職員となり、これ」を「新たに給料表の適用を受ける職員となったこと」に改め、「(任用の事情等を考慮して企業長が規則で定める職員に限る。)」を削る。

第17条の2第1項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第2項中「週休日等以外の日」の午前零時から」を「午後10時から翌日の」に改め、

「の間」の次に「（週休日等に含まれる時間を除く。）」を加え、「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第3項中「各号に定める額」の次に「（前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して企業長が規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）」を加え、同項第1号中「（当該勤務に従事する時間等を考慮して企業長が規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）」を削る。

第21条の4中「、第9条及び第11条」を「及び第9条」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第一(第3条関係)

企業職給料表(一)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円
1		183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300	458,300	510,200
2		184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200	463,800	517,100
3		185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100	468,800	522,300
4		186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900	473,500	526,600
5		188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700	477,500	530,100
6		189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500	481,000	533,400
7		191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300	484,000	536,400
8		192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100	486,500	538,900
9		194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700	488,500	540,900
10		196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200		
11		197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700		
12		199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200		
13		201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700		
14		202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000		
15		204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300		
16		206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500		
17		207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700		
18		209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000		
19		210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300		
20		212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500		
21		213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700		
22		215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500		
23		216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300		
24		218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100		
25		220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700		
26		221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300		
27		223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900		
28		224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500		
29		225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200		
30		226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000		
31		227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400		
32		228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100		
33		230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600		
34		231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000		
35		232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400		
36		233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800		
37		234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200		
38		235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600		
39		236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000		
40		237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300		
41		238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300	449,600		
42		239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500	450,000		
43		239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800	450,300		
44		240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100	450,600		
45		241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400	450,900		
46		242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700			
47		242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000			
48		243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300			
49		243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500			
50		244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800			
51		245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100			
52		245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400			
53		246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600			
54		246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900			

55	246, 700	282, 800	328, 600	371, 300	387, 800	411, 200
56	247, 000	283, 500	329, 700	372, 000	388, 300	411, 500
57	247, 300	284, 100	330, 400	372, 300	388, 700	411, 700
58	247, 600	284, 800	331, 300	373, 000	389, 300	412, 000
59	247, 900	285, 400	332, 000	373, 700	389, 900	412, 300
60	248, 200	286, 100	332, 800	374, 300	390, 400	412, 500
61	248, 500	286, 700	333, 600	374, 600	390, 800	412, 700
62	248, 800	287, 400	334, 000	375, 100	391, 300	413, 000
63	249, 100	288, 000	334, 600	375, 700	391, 800	413, 300
64	249, 400	288, 500	335, 300	376, 300	392, 400	413, 500
65	249, 700	289, 000	336, 100	376, 600	392, 700	413, 700
66	250, 000	289, 600	336, 800	377, 200	393, 100	414, 000
67	250, 300	290, 100	337, 500	377, 900	393, 500	414, 300
68	250, 600	290, 700	338, 100	378, 500	393, 900	414, 500
69	250, 900	291, 200	338, 600	378, 900	394, 200	414, 700
70	251, 200	291, 700	339, 200	379, 400	394, 500	415, 000
71	251, 500	292, 300	339, 700	380, 000	394, 800	415, 300
72	251, 800	292, 900	340, 300	380, 500	395, 000	415, 500
73	252, 100	293, 400	340, 600	381, 000	395, 200	415, 700
74	252, 400	293, 900	341, 100	381, 600	395, 500	
75	252, 700	294, 300	341, 500	382, 100	395, 800	
76	253, 000	294, 600	341, 900	382, 400	396, 000	
77	253, 300	294, 800	342, 300	382, 800	396, 200	
78	253, 600	295, 100	342, 800	383, 300	396, 500	
79	253, 900	295, 300	343, 300	383, 700	396, 800	
80	254, 200	295, 600	343, 800	384, 100	397, 000	
81	254, 500	295, 800	344, 100	384, 500	397, 200	
82	254, 800	296, 000	344, 500	385, 000	397, 500	
83	255, 100	296, 300	344, 900	385, 400	397, 800	
84	255, 400	296, 500	345, 300	385, 800	398, 000	
85	255, 700	296, 800	345, 600	386, 100	398, 200	
86	256, 000	297, 100	346, 000			
87	256, 300	297, 400	346, 400			
88	256, 600	297, 700	346, 800			
89	256, 900	298, 000	347, 000			
90	257, 200	298, 300	347, 400			
91	257, 500	298, 600	347, 800			
92	257, 800	299, 000	348, 200			
93	258, 100	299, 200	348, 400			
94		299, 400	348, 800			
95		299, 700	349, 200			
96		300, 100	349, 500			
97		300, 300	349, 800			
98		300, 600	350, 200			
99		301, 000	350, 600			
100		301, 400	351, 000			
101		301, 600	351, 500			
102		301, 900	351, 900			
103		302, 200	352, 300			
104		302, 500	352, 700			
105		302, 700	353, 200			
106		303, 000	353, 600			
107		303, 300	353, 900			
108		303, 600	354, 200			
109		303, 800	354, 700			
110		304, 200				
111		304, 600				
112		304, 900				
113		305, 100				
114		305, 300				
115		305, 600				

	116		306, 000							
	117		306, 200							
	118		306, 400							
	119		306, 700							
	120		307, 000							
	121		307, 400							
	122		307, 600							
	123		307, 900							
	124		308, 200							
	125		308, 500							
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円 192, 000	円 219, 500	円 260, 000	円 279, 700	円 294, 900	円 320, 600	円 362, 700	円 396, 200	円 448, 000

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第22条に規定する職員を除く。

別表第二(第3条関係)
企業職給料表(二)

職員の区分	職務 の級	1級	2級	3級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円
	1	185,700	227,700	247,600
	2	187,400	228,500	248,700
	3	189,100	229,300	249,700
	4	190,800	230,100	250,700
	5	192,500	230,800	251,700
	6	194,200	231,600	252,900
	7	195,800	232,400	254,000
	8	197,400	233,200	255,000
	9	199,000	234,000	256,100
	10	200,500	234,700	257,100
	11	202,000	235,400	258,000
	12	203,500	236,100	258,500
	13	205,000	236,800	259,100
	14	206,500	237,400	259,500
	15	208,000	238,000	259,900
	16	209,500	238,600	260,400
	17	211,000	239,200	260,900
	18	212,400	239,800	261,400
	19	213,800	240,400	261,900
	20	215,200	240,900	262,500
	21	216,600	241,400	263,300
	22	217,700	241,900	263,900
	23	218,800	242,400	264,500
	24	219,900	242,900	265,300
	25	220,900	243,400	266,100
	26	221,800	243,900	266,800
	27	222,700	244,300	267,400
	28	223,600	244,800	268,200
	29	224,500	245,400	269,000
	30	225,300	245,900	269,700
	31	226,100	246,400	270,400
	32	226,900	246,800	271,100
	33	227,700	247,200	271,800
	34	228,400	247,700	272,500
	35	229,100	248,200	273,200
	36	229,800	248,600	273,900
	37	230,500	249,000	274,600
	38	231,100	249,500	275,300
	39	231,700	250,000	275,900
	40	232,300	250,400	276,500
	41	233,000	250,800	277,000
	42	233,500	251,300	277,500
	43	234,000	251,800	278,000
	44	234,500	252,200	278,500
	45	235,000	252,600	279,000
	46	235,400	253,000	279,500
	47	235,800	253,400	280,000
	48	236,200	253,800	280,400
	49	236,600	254,200	280,800
	50	236,900	254,600	281,300
	51	237,200	255,000	281,700
	52	237,500	255,400	282,200
	53	237,800	255,800	282,600

54	238, 100	256, 200	283, 100
55	238, 400	256, 600	283, 600
56	238, 700	257, 000	284, 100
57	238, 900	257, 300	284, 600
58	239, 200	257, 700	285, 200
59	239, 500	258, 100	285, 800
60	239, 700	258, 400	286, 400
61	239, 900	258, 700	287, 000
62	240, 200	259, 100	287, 600
63	240, 500	259, 500	288, 200
64	240, 700	259, 800	288, 800
65	240, 900	260, 100	289, 300
66	241, 200	260, 400	289, 800
67	241, 500	260, 700	290, 300
68	241, 700	260, 900	290, 800
69	241, 900	261, 100	291, 300
70	242, 200	261, 400	291, 800
71	242, 500	261, 700	292, 200
72	242, 700	261, 900	292, 600
73	242, 900	262, 100	293, 000
74	243, 200	262, 400	293, 400
75	243, 500	262, 700	293, 800
76	243, 700	262, 900	294, 200
77	243, 900	263, 100	294, 600
78	244, 200	263, 400	295, 000
79	244, 500	263, 700	295, 400
80	244, 700	263, 900	295, 900
81	244, 900	264, 100	296, 200
82	245, 200	264, 400	296, 700
83	245, 400	264, 700	297, 200
84	245, 700	264, 900	297, 700
85	245, 900	265, 100	298, 000
86	246, 100	265, 300	298, 500
87	246, 400	265, 600	299, 000
88	246, 700	265, 900	299, 300
89	246, 900	266, 100	299, 700
90	247, 200	266, 300	300, 200
91	247, 500	266, 600	300, 700
92	247, 700	266, 800	301, 200
93	247, 900	267, 100	301, 500
94	248, 200	267, 400	301, 900
95	248, 500	267, 700	302, 400
96	248, 700	267, 900	302, 900
97	248, 900	268, 100	303, 300
98	249, 200	268, 400	303, 700
99	249, 500	268, 600	304, 000
100	249, 700	268, 900	304, 300
101	249, 900	269, 100	304, 600
102	250, 200	269, 300	305, 000
103	250, 500	269, 600	305, 300
104	250, 700	269, 900	305, 700
105	250, 900	270, 100	306, 000
106		270, 300	306, 400
107		270, 600	306, 800
108		270, 800	307, 100
109		271, 100	307, 300
110		271, 400	307, 600
111		271, 700	307, 900
112		271, 900	308, 100

	113		272, 100	308, 300
	114		272, 400	308, 600
	115		272, 600	308, 900
	116		272, 800	309, 100
	117		273, 100	309, 300
	118		273, 400	309, 600
	119		273, 700	309, 900
	120		273, 900	310, 100
	121		274, 100	310, 300
	122		274, 300	310, 600
	123		274, 600	310, 900
	124		274, 900	311, 100
	125		275, 100	311, 300
	126		275, 300	311, 600
	127		275, 600	311, 900
	128		275, 900	312, 100
	129		276, 100	312, 300
	130		276, 300	
	131		276, 600	
	132		276, 900	
	133		277, 100	
	134		277, 300	
	135		277, 600	
	136		277, 900	
	137		278, 100	
定年前再任 用短時間勤 務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円
		197, 900	209, 000	227, 500

備考 この表は、業務員、用務員及びこれらに準ずる職務に従事する職員に適用する。ただし、第22条に規定する職員を除く。

(地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正)

第2条 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例(令和5年条例第4号)の一部を次のように改正する。

附則第6条中「、第11条」を削る。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(号給の切替え)

2 令和7年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において愛知中部水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例(以下「給与条例」という。)別表第1及び別表第2の給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務であったものの切替日における号給(次項及び同表において「新号給」という。)は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給(同表において「旧号給」という。)に応じて同表に定める号給とする。

(切替日前の異動者の号給の調整)

3 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び企業長の定めるこれに準ずるものをした職員の新号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、企業長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)

4 切替日から令和8年3月31日までの間における給与条例第9条の規定の適用については、同条第1項ただし書中「対しては」とあるのは「対しては、支給せず、次項第6号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、企業職給料表

(一)の適用を受ける職員でその職務の級が9級であるもの及び同表以外の給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして企業長が

規則で定める職員に対しては」と、同条第2項中「(5) 重度心身障害者」とあるのは

「(5) 重度心身障害者

(6) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」

とする。

（委任）

5 附則第2項から前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、企業長が定める。

附則別表 号給の切替表（附則第2項関係）

切替給料表 企業職給料表（一）

旧号給	新 号 給						
	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1	1
11	7	3	3	1	1	1	1
12	8	4	4	1	1	1	1
13	9	5	5	1	1	1	1
14	10	6	6	2	1	1	1
15	11	7	7	3	1	1	1
16	12	8	8	4	1	1	1
17	13	9	9	5	1	1	1
18	14	10	10	6	2	1	2
19	15	11	11	7	3	1	2
20	16	12	12	8	4	1	2
21	17	13	13	9	5	1	2
22	18	14	14	10	6	1	2
23	19	15	15	11	7	1	3
24	20	16	16	12	8	2	3
25	21	17	17	13	9	2	3
26	22	18	18	14	10	2	3
27	23	19	19	15	11	2	4
28	24	20	20	16	12	3	4
29	25	21	21	17	13	3	4
30	26	22	22	18	14	3	4
31	27	23	23	19	15	3	5
32	28	24	24	20	16	3	5
33	29	25	25	21	17	3	5
34	30	26	26	22	18	4	5
35	31	27	27	23	19	4	6
36	32	28	28	24	20	4	6
37	33	29	29	25	21	4	6
38	34	30	30	26	22	4	6
39	35	31	31	27	23	4	6
40	36	32	32	28	24	4	7
41	37	33	33	29	25	4	7
42	38	34	34	30	26	5	
43	39	35	35	31	27	5	
44	40	36	36	32	28	5	
45	41	37	37	33	29	5	
46	42	38	38	34	30		
47	43	39	39	35	31		
48	44	40	40	36	32		
49	45	41	41	37	33		
50	46	42	42	38	34		
51	47	43	43	39	35		
52	48	44	44	40	36		
53	49	45	45	41	37		
54	50	46	46	42	38		

55	51	47	47	43	39		
56	52	48	48	44	40		
57	53	49	49	45	41		
58	54	50	50	46	42		
59	55	51	51	47	43		
60	56	52	52	48	44		
61	57	53	53	49	45		
62	58	54	54	50			
63	59	55	55	51			
64	60	56	56	52			
65	61	57	57	53			
66	62	58	58	54			
67	63	59	59	55			
68	64	60	60	56			
69	65	61	61	57			
70	66	62	62	58			
71	67	63	63	59			
72	68	64	64	60			
73	69	65	65	61			
74	70	66	66	62			
75	71	67	67	63			
76	72	68	68	64			
77	73	69	69	65			
78	74	70	70	66			
79	75	71	71	67			
80	76	72	72	68			
81	77	73	73	69			
82	78	74	74	70			
83	79	75	75	71			
84	80	76	76	72			
85	81	77	77	73			
86	82	78	78				
87	83	79	79				
88	84	80	80				
89	85	81	81				
90	86	82	82				
91	87	83	83				
92	88	84	84				
93	89	85	85				
94	90						
95	91						
96	92						
97	93						
98	94						
99	95						
100	96						
101	97						
102	98						
103	99						
104	100						
105	101						
106	102						
107	103						
108	104						
109	105						
110	106						
111	107						
112	108						
113	109						

切替給料表 企業職給料表(二)

旧号給	新 号 給	
	1 級	3 級
1	1	1
2	1	1
3	1	1
4	1	1
5	1	1
6	1	2
7	1	3
8	1	4
9	1	5
10	1	6
11	1	7
12	1	8
13	1	9
14	1	10
15	1	11
16	1	12
17	1	13
18	2	14
19	3	15
20	4	16
21	5	17
22	6	18
23	7	19
24	8	20
25	9	21
26	10	22
27	11	23
28	12	24
29	13	25
30	14	26
31	15	27
32	16	28
33	17	29
34	18	30
35	19	31
36	20	32
37	21	33
38	22	34
39	23	35
40	24	36
41	25	37
42	26	38
43	27	39
44	28	40
45	29	41
46	30	42
47	31	43
48	32	44
49	33	45
50	34	46
51	35	47
52	36	48
53	37	49

54	38	50
55	39	51
56	40	52
57	41	53
58	42	54
59	43	55
60	44	56
61	45	57
62	46	58
63	47	59
64	48	60
65	49	61
66	50	62
67	51	63
68	52	64
69	53	65
70	54	66
71	55	67
72	56	68
73	57	69
74	58	70
75	59	71
76	60	72
77	61	73
78	62	74
79	63	75
80	64	76
81	65	77
82	66	78
83	67	79
84	68	80
85	69	81
86	70	82
87	71	83
88	72	84
89	73	85
90	74	86
91	75	87
92	76	88
93	77	89
94	78	90
95	79	91
96	80	92
97	81	93
98	82	94
99	83	95
100	84	96
101	85	97
102	86	98
103	87	99
104	88	100
105	89	101
106	90	102
107	91	103
108	92	104
109	93	105
110	94	106
111	95	107
112	96	108

113	97	109
114	98	110
115	99	111
116	100	112
117	101	113
118	102	114
119	103	115
120	104	116
121	105	117
122		118
123		119
124		120
125		121
126		122
127		123
128		124
129		125
130		126
131		127
132		128
133		129

第 1 条分 愛知中部水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和 5 0 年条例第 1 2 号）新旧対照表

改正後	改正前
○愛知中部水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例 第 1 条～第 5 条 略 （初任給、昇格、昇給等の基準） 第 6 条 略 2 ～ 3 略 4 前項の規定により職員（次項の規定の適用を受ける職員を除く。以下この項において同じ。）を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、前項前段に規定する期間の全部を良好な成績で勤務し、かつ、同項後段の規定の適用を受けない職員の昇給の号給数を 4 号給_____とすることを標準として企業長が規則で定める基準に従い決定するものとする。 5 <u>次に掲げる</u>職員の第 3 項の規定による昇給は、同項前段に規定する期間における当該職員の勤務成績が特に良好であり、かつ、同項後段の規定の適用を受けない場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて企業長が規則で定める基準に従い決定するものとする。 <u>（1） 5 5 歳（企業長が規則で定める職員にあっては、5 6 歳以上の年齢で企業長が規則で定めるもの）を超える職員</u> <u>（2） 企業職給料表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が 8 級以上であるもの及び同表以外の給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして企業長が規則で定める職員</u> 6 ～ 8 略 第 7 条～第 8 条 略 （扶養手当） 第 9 条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、<u>次項第 2 号から第 5 号まで</u>のいずれかに該当する扶養親族に係る扶養手当は、給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 9 級であるものに対しては、支給しない。 2 扶養手当の支給については、次の各号に掲げるもので他に生計の途がなく、主として、その職員の扶養をうけているものを扶養親族とする。 <u>（削る）</u> <u>（1）</u> 略 <u>（2）</u> 略 <u>（3）</u> 略	○愛知中部水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例 第 1 条～第 5 条 略 （初任給、昇格、昇給等の基準） 第 6 条 略 2 ～ 3 略 4 前項の規定により職員（次項の規定の適用を受ける職員を除く。以下この項において同じ。）を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、前項前段に規定する期間の全部を良好な成績で勤務し、かつ、同項後段の規定の適用を受けない職員の昇給の号給数を 4 号給<u>（企業職給料表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が 6 級以上であるもの及び同表以外の給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして企業長が規則で定める職員にあっては、3 号給）</u>とすることを標準として企業長が規則で定める基準に従い決定するものとする。 5 <u>5 5 歳（企業長が規則で定める職員にあっては、5 6 歳以上の年齢で企業長が規則で定めるもの）に達した日の属する年度の末日を超えて在職する</u>職員の第 3 項の規定による昇給は、同項前段に規定する期間における当該職員の勤務成績が特に良好であり、かつ、同項後段の規定の適用を受けない場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて企業長が規則で定める基準に従い決定するものとする。 <u>（新設）</u> <u>（新設）</u> 6 ～ 8 略 第 7 条～第 8 条 略 （扶養手当） 第 9 条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、<u>次項第 1 号及び第 3 号から第 6 号まで</u>のいずれかに該当する扶養親族に係る扶養手当は、給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 9 級であるものに対しては、支給しない。 2 扶養手当の支給については、次の各号に掲げるもので他に生計の途がなく、主として、その職員の扶養をうけているものを扶養親族とする。 <u>（1） 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。以下同じ。）</u> <u>（2）</u> 満 2 2 歳に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日までの間にある子 <u>（3）</u> 満 2 2 歳に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日までの間にある孫 <u>（4）</u> 満 6 0 歳以上の父母及び祖父母

<u>(4)</u> 略 <u>(5)</u> 略 第10条 略 (住居手当) 第11条 略 (1) 略 (2) 第12条の2の規定により単身赴任手当を支給される職員で、<u>配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。）</u>が居住するための住宅（企業長が規則で定める住宅を除く。）を借り受け、家賃を支払っているもの又はこれらのものと権衡上必要があると認められるものとして企業長が規則で定めるもの 第12条 略 (単身赴任手当) 第12条の2 略 2 <u>新たに給料表の適用を受ける職員となったこと</u>に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の企業長が規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して企業長が規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員<u>その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして企業長が規則で定める職員には、前項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。</u> 3 略 第13条～第17条 略 (管理職員特別勤務手当) 第17条の2 管理職員特別勤務手当は、第7条第1項の規定により管理職手当を受ける職員（次項において「管理監督職員」という。）が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等（次項において「週休日等」という。）に<u>勤務をした</u>場合に、当該職員に対して支給する。 2 前項に規定する場合のほか、管理監督職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により<u>午後10時から翌日の</u>午前5時までの間（<u>週休日等に含まれる時間を除く。</u>）であって正規の勤務時間以外の時間に<u>勤務をした</u>場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。 3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（<u>前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して企業長が規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額</u>）とする。 (1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、8,500円を超えない範囲内において企業	<u>(5)</u> 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹 <u>(6)</u> 重度心身障害者 第10条 略 (住居手当) 第11条 略 (1) 略 (2) 第12条の2の規定により単身赴任手当を支給される職員で、<u>配偶者</u><u>が居住するための住宅(企業長が規則で定める住宅を除く。)</u>を借り受け、家賃を支払っているもの又はこれらのものと権衡上必要があると認められるものとして企業長が規則で定めるもの 第12条 略 (単身赴任手当) 第12条の2 略 2 <u>職員以外の地方公務員、国家公務員その他企業長が規則で定める者であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となり、これ</u>に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の企業長が規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して企業長が規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員（<u>任用の事情等を考慮して企業長が規則で定める職員に限る。</u>）その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして企業長が規則で定める職員には、前項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。 3 略 第13条～第17条 略 (管理職員特別勤務手当) 第17条の2 管理職員特別勤務手当は、第7条第1項の規定により管理職手当を受ける職員（次項において「管理監督職員」という。）が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等（次項において「週休日等」という。）に<u>勤務した</u>場合に、当該職員に対して支給する。 2 前項に規定する場合のほか、管理監督職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により<u>週休日等以外の日の午前零時から</u>午前5時までの間<u>であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した</u>場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。 3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額<u>とする。</u> (1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、8,500円を超えない範囲内において企業
---	---

長が規則で定める額	長が規則で定める額 <u>(当該勤務に従事する時間等を考慮して企業長が規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に１００分の１５０を乗じて得た額)</u>
(２) 略	(２) 前項に規定する場合 同項の勤務１回につき、４，３００円を超えない範囲内において企業長が規則で定める額
４ 略	４ 略
第１８条～第２１条の３ 略	第１８条～第２１条の３ 略
(定年前再任用短時間勤務職員等についての適用除外)	(定年前再任用短時間勤務職員等についての適用除外)
第２１条の４ 第８条及び第９条の規定は、地方公務員法第２２条の４第１項若しくは第２２条の５第２項又は地方公務員の育児休業等に関する法律第１８条第１項の規定により採用された職員には適用しない。	第２１条の４ 第８条、第９条及び第１１条の規定は、地方公務員法第２２条の４第１項若しくは第２２条の５第２項又は地方公務員の育児休業等に関する法律第１８条第１項の規定により採用された職員には適用しない。
第２２条～第２３条 略	第２２条～第２３条 略

愛知中部水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 後

別表第一(第3条関係)
企業職給料表(一)

職員の区分	職務の級 号給	1級 給料月額	2級 給料月額	3級 給料月額	4級 給料月額	5級 給料月額	6級 給料月額	7級 給料月額	8級 給料月額	9級 給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円
1		183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300	458,300	510,200
2		184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200	463,800	517,100
3		185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100	468,800	522,300
4		186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900	473,500	526,600
5		188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700	477,500	530,100
6		189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500	481,000	533,400
7		191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300	484,000	536,400
8		192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100	486,500	538,900
9		194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700	488,500	540,900
10		196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200		
11		197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700		
12		199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200		
13		201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700		
14		202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000		
15		204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300		
16		206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500		
17		207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700		
18		209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000		
19		210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300		
20		212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500		
21		213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700		
22		215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500		
23		216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300		
24		218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100		
25		220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700		
26		221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300		
27		223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900		
28		224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500		
29		225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200		
30		226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000		
31		227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400		
32		228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100		
33		230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600		
34		231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000		
35		232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400		
36		233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800		
37		234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200		
38		235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600		
39		236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000		
40		237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300		
41		238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300	449,600		
42		239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500	450,000		
43		239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800	450,300		
44		240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100	450,600		
45		241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400	450,900		
46		242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700			
47		242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000			
48		243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300			
49		243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500			
50		244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800			
51		245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100			
52		245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400			
53		246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600			
54		246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900			

55	246,700	282,800	<u>328,600</u>	<u>371,300</u>	<u>387,800</u>	<u>411,200</u>	_____
56	247,000	283,500	<u>329,700</u>	<u>372,000</u>	<u>388,300</u>	<u>411,500</u>	_____
57	247,300	284,100	<u>330,400</u>	<u>372,300</u>	<u>388,700</u>	<u>411,700</u>	_____
58	247,600	284,800	<u>331,300</u>	<u>373,000</u>	<u>389,300</u>	<u>412,000</u>	_____
59	247,900	285,400	<u>332,000</u>	<u>373,700</u>	<u>389,900</u>	<u>412,300</u>	_____
60	248,200	286,100	<u>332,800</u>	<u>374,300</u>	<u>390,400</u>	<u>412,500</u>	_____
61	248,500	286,700	<u>333,600</u>	<u>374,600</u>	<u>390,800</u>	<u>412,700</u>	_____
62	248,800	287,400	<u>334,000</u>	<u>375,100</u>	<u>391,300</u>	<u>413,000</u>	_____
63	249,100	288,000	<u>334,600</u>	<u>375,700</u>	<u>391,800</u>	<u>413,300</u>	_____
64	249,400	288,500	<u>335,300</u>	<u>376,300</u>	<u>392,400</u>	<u>413,500</u>	_____
65	249,700	289,000	<u>336,100</u>	<u>376,600</u>	<u>392,700</u>	<u>413,700</u>	_____
66	250,000	289,600	<u>336,800</u>	<u>377,200</u>	<u>393,100</u>	<u>414,000</u>	_____
67	250,300	290,100	<u>337,500</u>	<u>377,900</u>	<u>393,500</u>	<u>414,300</u>	_____
68	250,600	290,700	<u>338,100</u>	<u>378,500</u>	<u>393,900</u>	<u>414,500</u>	_____
69	250,900	291,200	<u>338,600</u>	<u>378,900</u>	<u>394,200</u>	<u>414,700</u>	_____
70	251,200	291,700	<u>339,200</u>	<u>379,400</u>	<u>394,500</u>	<u>415,000</u>	_____
71	251,500	292,300	<u>339,700</u>	<u>380,000</u>	<u>394,800</u>	<u>415,300</u>	_____
72	251,800	292,900	<u>340,300</u>	<u>380,500</u>	<u>395,000</u>	<u>415,500</u>	_____
73	252,100	293,400	<u>340,600</u>	<u>381,000</u>	<u>395,200</u>	<u>415,700</u>	_____
74	252,400	293,900	<u>341,100</u>	<u>381,600</u>	<u>395,500</u>	_____	_____
75	252,700	294,300	<u>341,500</u>	<u>382,100</u>	<u>395,800</u>	_____	_____
76	253,000	294,600	<u>341,900</u>	<u>382,400</u>	<u>396,000</u>	_____	_____
77	253,300	294,800	<u>342,300</u>	<u>382,800</u>	<u>396,200</u>	_____	_____
78	253,600	295,100	<u>342,800</u>	<u>383,300</u>	<u>396,500</u>	_____	_____
79	253,900	295,300	<u>343,300</u>	<u>383,700</u>	<u>396,800</u>	_____	_____
80	254,200	295,600	<u>343,800</u>	<u>384,100</u>	<u>397,000</u>	_____	_____
81	254,500	295,800	<u>344,100</u>	<u>384,500</u>	<u>397,200</u>	_____	_____
82	254,800	296,000	<u>344,500</u>	<u>385,000</u>	<u>397,500</u>	_____	_____
83	255,100	296,300	<u>344,900</u>	<u>385,400</u>	<u>397,800</u>	_____	_____
84	255,400	296,500	<u>345,300</u>	<u>385,800</u>	<u>398,000</u>	_____	_____
85	255,700	296,800	<u>345,600</u>	<u>386,100</u>	<u>398,200</u>	_____	_____
86	256,000	297,100	<u>346,000</u>	_____	_____	_____	_____
87	256,300	297,400	<u>346,400</u>	_____	_____	_____	_____
88	256,600	297,700	<u>346,800</u>	_____	_____	_____	_____
89	256,900	298,000	<u>347,000</u>	_____	_____	_____	_____
90	257,200	298,300	<u>347,400</u>	_____	_____	_____	_____
91	257,500	298,600	<u>347,800</u>	_____	_____	_____	_____
92	257,800	299,000	<u>348,200</u>	_____	_____	_____	_____
93	258,100	299,200	<u>348,400</u>	_____	_____	_____	_____
94		299,400	<u>348,800</u>	_____	_____	_____	_____
95		299,700	<u>349,200</u>	_____	_____	_____	_____
96		300,100	<u>349,500</u>	_____	_____	_____	_____
97		300,300	<u>349,800</u>	_____	_____	_____	_____
98		300,600	<u>350,200</u>	_____	_____	_____	_____
99		301,000	<u>350,600</u>	_____	_____	_____	_____
100		301,400	<u>351,000</u>	_____	_____	_____	_____
101		301,600	<u>351,500</u>	_____	_____	_____	_____
102		301,900	<u>351,900</u>	_____	_____	_____	_____
103		302,200	<u>352,300</u>	_____	_____	_____	_____
104		302,500	<u>352,700</u>	_____	_____	_____	_____
105		302,700	<u>353,200</u>	_____	_____	_____	_____
106		303,000	<u>353,600</u>	_____	_____	_____	_____
107		303,300	<u>353,900</u>	_____	_____	_____	_____
108		303,600	<u>354,200</u>	_____	_____	_____	_____
109		303,800	<u>354,700</u>	_____	_____	_____	_____
110		304,200	_____	_____	_____	_____	_____
111		304,600	_____	_____	_____	_____	_____
112		304,900	_____	_____	_____	_____	_____
113		305,100	_____	_____	_____	_____	_____
114		305,300	_____	_____	_____	_____	_____
115		305,600	_____	_____	_____	_____	_____

	116		306,000							
	117		306,200							
	118		306,400							
	119		306,700							
	120		307,000							
	121		307,400							
	122		307,600							
	123		307,900							
	124		308,200							
	125		308,500							
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		円 192,000	円 219,500	円 260,000	円 279,700	円 294,900	円 320,600	円 362,700	円 396,200	円 448,000

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第22条に規定する職員を除く。

改 正 前

別表第一(第3条関係)
企業職給料表(一)

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円
1		183,500	230,000	<u>261,300</u>	<u>287,300</u>	<u>309,800</u>	<u>335,000</u>	<u>373,400</u>	<u>415,600</u>	<u>465,500</u>
2		184,600	231,500	<u>262,300</u>	<u>288,900</u>	<u>311,500</u>	<u>336,900</u>	<u>376,000</u>	<u>418,000</u>	<u>468,600</u>
3		185,800	233,000	<u>263,300</u>	<u>290,400</u>	<u>313,200</u>	<u>338,700</u>	<u>378,300</u>	<u>420,500</u>	<u>471,600</u>
4		186,900	234,500	<u>264,300</u>	<u>291,900</u>	<u>314,700</u>	<u>340,500</u>	<u>380,500</u>	<u>422,900</u>	<u>474,600</u>
5		188,000	236,000	<u>265,300</u>	<u>293,400</u>	<u>316,100</u>	<u>342,200</u>	<u>382,400</u>	<u>424,800</u>	<u>477,600</u>
6		189,700	237,500	<u>266,300</u>	<u>294,900</u>	<u>317,400</u>	<u>343,900</u>	<u>384,700</u>	<u>426,900</u>	<u>480,600</u>
7		191,300	239,000	<u>267,300</u>	<u>296,300</u>	<u>318,700</u>	<u>345,500</u>	<u>386,800</u>	<u>429,000</u>	<u>483,600</u>
8		192,900	240,500	<u>268,300</u>	<u>297,600</u>	<u>320,000</u>	<u>347,200</u>	<u>388,800</u>	<u>431,200</u>	<u>486,700</u>
9		194,500	242,000	<u>269,300</u>	<u>298,800</u>	<u>321,300</u>	<u>348,800</u>	<u>390,800</u>	<u>433,100</u>	<u>489,400</u>
10		196,200	243,400	<u>270,300</u>	<u>300,300</u>	<u>323,100</u>	<u>350,500</u>	<u>393,100</u>	<u>435,200</u>	<u>492,500</u>
11		197,800	244,800	<u>271,300</u>	<u>301,800</u>	<u>324,900</u>	<u>352,100</u>	<u>395,300</u>	<u>437,300</u>	<u>495,500</u>
12		199,400	246,200	<u>272,300</u>	<u>303,200</u>	<u>326,600</u>	<u>353,700</u>	<u>397,500</u>	<u>439,200</u>	<u>498,600</u>
13		201,000	247,400	<u>273,300</u>	<u>304,600</u>	<u>328,300</u>	<u>355,200</u>	<u>399,700</u>	<u>440,900</u>	<u>501,300</u>
14		202,700	248,600	<u>274,300</u>	<u>305,700</u>	<u>330,000</u>	<u>356,900</u>	<u>402,000</u>	<u>442,700</u>	<u>503,600</u>
15		204,400	249,800	<u>275,300</u>	<u>306,700</u>	<u>331,700</u>	<u>358,500</u>	<u>404,200</u>	<u>444,600</u>	<u>505,900</u>
16		206,100	251,000	<u>276,400</u>	<u>307,900</u>	<u>333,400</u>	<u>360,100</u>	<u>406,500</u>	<u>446,500</u>	<u>508,200</u>
17		207,400	252,100	<u>277,400</u>	<u>309,100</u>	<u>335,000</u>	<u>361,700</u>	<u>408,300</u>	<u>448,300</u>	<u>510,200</u>
18		209,000	253,200	<u>278,700</u>	<u>310,700</u>	<u>336,700</u>	<u>363,500</u>	<u>410,200</u>	<u>450,100</u>	<u>511,600</u>
19		210,600	254,300	<u>280,000</u>	<u>312,300</u>	<u>338,400</u>	<u>365,000</u>	<u>412,100</u>	<u>451,900</u>	<u>513,100</u>
20		212,100	255,400	<u>281,200</u>	<u>313,900</u>	<u>340,000</u>	<u>366,600</u>	<u>413,900</u>	<u>453,600</u>	<u>514,500</u>
21		213,600	256,400	<u>282,500</u>	<u>315,400</u>	<u>341,500</u>	<u>368,000</u>	<u>415,700</u>	<u>455,400</u>	<u>515,700</u>
22		215,200	257,400	<u>283,800</u>	<u>317,000</u>	<u>343,100</u>	<u>369,600</u>	<u>417,500</u>	<u>456,900</u>	<u>517,100</u>
23		216,800	258,400	<u>285,000</u>	<u>318,600</u>	<u>344,700</u>	<u>371,200</u>	<u>419,300</u>	<u>458,300</u>	<u>518,600</u>
24		218,400	259,400	<u>286,200</u>	<u>320,200</u>	<u>346,200</u>	<u>372,700</u>	<u>421,100</u>	<u>459,800</u>	<u>520,100</u>
25		220,000	260,400	<u>287,300</u>	<u>321,700</u>	<u>347,600</u>	<u>374,600</u>	<u>422,700</u>	<u>461,200</u>	<u>521,200</u>
26		221,700	261,300	<u>288,500</u>	<u>323,400</u>	<u>349,300</u>	<u>376,500</u>	<u>424,200</u>	<u>462,500</u>	<u>522,300</u>
27		223,000	262,200	<u>289,800</u>	<u>325,000</u>	<u>350,900</u>	<u>378,400</u>	<u>425,700</u>	<u>463,800</u>	<u>523,500</u>
28		224,300	263,100	<u>291,100</u>	<u>326,600</u>	<u>352,500</u>	<u>380,200</u>	<u>427,200</u>	<u>465,000</u>	<u>524,700</u>
29		225,600	263,900	<u>292,400</u>	<u>328,000</u>	<u>353,700</u>	<u>381,700</u>	<u>428,700</u>	<u>466,000</u>	<u>525,700</u>
30		226,700	264,700	<u>293,400</u>	<u>329,700</u>	<u>355,200</u>	<u>383,500</u>	<u>430,000</u>	<u>466,700</u>	<u>526,600</u>
31		227,800	265,500	<u>294,400</u>	<u>331,400</u>	<u>356,700</u>	<u>385,200</u>	<u>431,300</u>	<u>467,400</u>	<u>527,500</u>
32		228,900	266,300	<u>295,500</u>	<u>333,000</u>	<u>358,200</u>	<u>386,800</u>	<u>432,500</u>	<u>468,100</u>	<u>528,400</u>
33		230,000	267,000	<u>296,600</u>	<u>334,200</u>	<u>359,900</u>	<u>388,500</u>	<u>433,700</u>	<u>468,800</u>	<u>529,200</u>
34		231,100	267,800	<u>297,800</u>	<u>336,100</u>	<u>361,700</u>	<u>389,900</u>	<u>435,000</u>	<u>469,500</u>	<u>530,100</u>
35		232,200	268,600	<u>298,900</u>	<u>337,800</u>	<u>363,400</u>	<u>391,300</u>	<u>436,300</u>	<u>470,100</u>	<u>530,800</u>
36		233,300	269,300	<u>300,100</u>	<u>339,400</u>	<u>365,100</u>	<u>392,700</u>	<u>437,500</u>	<u>470,700</u>	<u>531,300</u>
37		234,400	270,000	<u>301,300</u>	<u>340,900</u>	<u>366,500</u>	<u>394,100</u>	<u>438,700</u>	<u>471,200</u>	<u>532,000</u>
38		235,400	270,800	<u>302,600</u>	<u>342,500</u>	<u>367,800</u>	<u>395,300</u>	<u>439,500</u>	<u>471,800</u>	<u>532,600</u>
39		236,400	271,600	<u>303,900</u>	<u>344,100</u>	<u>369,000</u>	<u>396,500</u>	<u>440,300</u>	<u>472,400</u>	<u>533,400</u>
40		237,300	272,300	<u>305,200</u>	<u>345,700</u>	<u>370,400</u>	<u>397,500</u>	<u>441,100</u>	<u>473,000</u>	<u>534,000</u>
41		238,200	273,000	<u>306,500</u>	<u>347,400</u>	<u>371,500</u>	<u>398,600</u>	<u>441,700</u>	<u>473,500</u>	<u>534,500</u>
42		239,100	273,800	<u>307,800</u>	<u>349,200</u>	<u>372,400</u>	<u>399,800</u>	<u>442,300</u>	<u>474,000</u>	
43		239,900	274,600	<u>309,100</u>	<u>351,000</u>	<u>373,400</u>	<u>400,900</u>	<u>442,900</u>	<u>474,400</u>	
44		240,700	275,300	<u>310,400</u>	<u>352,800</u>	<u>374,500</u>	<u>402,000</u>	<u>443,500</u>	<u>474,700</u>	
45		241,400	276,000	<u>311,700</u>	<u>354,300</u>	<u>375,300</u>	<u>402,700</u>	<u>444,200</u>	<u>475,000</u>	
46		242,000	276,700	<u>313,000</u>	<u>355,700</u>	<u>376,200</u>	<u>403,400</u>	<u>445,000</u>		
47		242,600	277,400	<u>314,300</u>	<u>357,100</u>	<u>377,100</u>	<u>404,100</u>	<u>445,400</u>		
48		243,200	278,100	<u>315,400</u>	<u>358,500</u>	<u>377,900</u>	<u>404,800</u>	<u>446,100</u>		
49		243,800	278,800	<u>316,300</u>	<u>360,000</u>	<u>378,700</u>	<u>405,400</u>	<u>446,600</u>		
50		244,400	279,500	<u>317,600</u>	<u>360,800</u>	<u>379,500</u>	<u>406,000</u>	<u>447,000</u>		
51		245,000	280,200	<u>318,900</u>	<u>361,800</u>	<u>380,300</u>	<u>406,500</u>	<u>447,400</u>		
52		245,500	280,900	<u>320,200</u>	<u>362,800</u>	<u>381,000</u>	<u>406,900</u>	<u>447,800</u>		
53		246,000	281,500	<u>321,400</u>	<u>363,700</u>	<u>381,700</u>	<u>407,300</u>	<u>448,200</u>		
54		246,400	282,200	<u>322,700</u>	<u>364,800</u>	<u>382,400</u>	<u>407,500</u>	<u>448,600</u>		

55	246, 700	282, 800	<u>323, 900</u>	<u>365, 700</u>	<u>383, 100</u>	<u>407, 800</u>	<u>449, 000</u>
56	247, 000	283, 500	<u>325, 100</u>	<u>366, 700</u>	<u>383, 800</u>	<u>408, 100</u>	<u>449, 300</u>
57	247, 300	284, 100	<u>326, 400</u>	<u>367, 600</u>	<u>384, 300</u>	<u>408, 400</u>	<u>449, 600</u>
58	247, 600	284, 800	<u>327, 500</u>	<u>368, 300</u>	<u>384, 900</u>	<u>408, 700</u>	<u>450, 000</u>
59	247, 900	285, 400	<u>328, 600</u>	<u>369, 000</u>	<u>385, 500</u>	<u>409, 000</u>	<u>450, 300</u>
60	248, 200	286, 100	<u>329, 700</u>	<u>369, 600</u>	<u>386, 200</u>	<u>409, 300</u>	<u>450, 600</u>
61	248, 500	286, 700	<u>330, 400</u>	<u>370, 000</u>	<u>386, 600</u>	<u>409, 500</u>	<u>450, 900</u>
62	248, 800	287, 400	<u>331, 300</u>	<u>370, 600</u>	<u>387, 200</u>	<u>409, 800</u>	
63	249, 100	288, 000	<u>332, 000</u>	<u>371, 300</u>	<u>387, 800</u>	<u>410, 100</u>	
64	249, 400	288, 500	<u>332, 800</u>	<u>372, 000</u>	<u>388, 300</u>	<u>410, 400</u>	
65	249, 700	289, 000	<u>333, 600</u>	<u>372, 300</u>	<u>388, 700</u>	<u>410, 600</u>	
66	250, 000	289, 600	<u>334, 000</u>	<u>373, 000</u>	<u>389, 300</u>	<u>410, 900</u>	
67	250, 300	290, 100	<u>334, 600</u>	<u>373, 700</u>	<u>389, 900</u>	<u>411, 200</u>	
68	250, 600	290, 700	<u>335, 300</u>	<u>374, 300</u>	<u>390, 400</u>	<u>411, 500</u>	
69	250, 900	291, 200	<u>336, 100</u>	<u>374, 600</u>	<u>390, 800</u>	<u>411, 700</u>	
70	251, 200	291, 700	<u>336, 800</u>	<u>375, 100</u>	<u>391, 300</u>	<u>412, 000</u>	
71	251, 500	292, 300	<u>337, 500</u>	<u>375, 700</u>	<u>391, 800</u>	<u>412, 300</u>	
72	251, 800	292, 900	<u>338, 100</u>	<u>376, 300</u>	<u>392, 400</u>	<u>412, 500</u>	
73	252, 100	293, 400	<u>338, 600</u>	<u>376, 600</u>	<u>392, 700</u>	<u>412, 700</u>	
74	252, 400	293, 900	<u>339, 200</u>	<u>377, 200</u>	<u>393, 100</u>	<u>413, 000</u>	
75	252, 700	294, 300	<u>339, 700</u>	<u>377, 900</u>	<u>393, 500</u>	<u>413, 300</u>	
76	253, 000	294, 600	<u>340, 300</u>	<u>378, 500</u>	<u>393, 900</u>	<u>413, 500</u>	
77	253, 300	294, 800	<u>340, 600</u>	<u>378, 900</u>	<u>394, 200</u>	<u>413, 700</u>	
78	253, 600	295, 100	<u>341, 100</u>	<u>379, 400</u>	<u>394, 500</u>	<u>414, 000</u>	
79	253, 900	295, 300	<u>341, 500</u>	<u>380, 000</u>	<u>394, 800</u>	<u>414, 300</u>	
80	254, 200	295, 600	<u>341, 900</u>	<u>380, 500</u>	<u>395, 000</u>	<u>414, 500</u>	
81	254, 500	295, 800	<u>342, 300</u>	<u>381, 000</u>	<u>395, 200</u>	<u>414, 700</u>	
82	254, 800	296, 000	<u>342, 800</u>	<u>381, 600</u>	<u>395, 500</u>	<u>415, 000</u>	
83	255, 100	296, 300	<u>343, 300</u>	<u>382, 100</u>	<u>395, 800</u>	<u>415, 300</u>	
84	255, 400	296, 500	<u>343, 800</u>	<u>382, 400</u>	<u>396, 000</u>	<u>415, 500</u>	
85	255, 700	296, 800	<u>344, 100</u>	<u>382, 800</u>	<u>396, 200</u>	<u>415, 700</u>	
86	256, 000	297, 100	<u>344, 500</u>	<u>383, 300</u>	<u>396, 500</u>		
87	256, 300	297, 400	<u>344, 900</u>	<u>383, 700</u>	<u>396, 800</u>		
88	256, 600	297, 700	<u>345, 300</u>	<u>384, 100</u>	<u>397, 000</u>		
89	256, 900	298, 000	<u>345, 600</u>	<u>384, 500</u>	<u>397, 200</u>		
90	257, 200	298, 300	<u>346, 000</u>	<u>385, 000</u>	<u>397, 500</u>		
91	257, 500	298, 600	<u>346, 400</u>	<u>385, 400</u>	<u>397, 800</u>		
92	257, 800	299, 000	<u>346, 800</u>	<u>385, 800</u>	<u>398, 000</u>		
93	258, 100	299, 200	<u>347, 000</u>	<u>386, 100</u>	<u>398, 200</u>		
94		299, 400	<u>347, 400</u>				
95		299, 700	<u>347, 800</u>				
96		300, 100	<u>348, 200</u>				
97		300, 300	<u>348, 400</u>				
98		300, 600	<u>348, 800</u>				
99		301, 000	<u>349, 200</u>				
100		301, 400	<u>349, 500</u>				
101		301, 600	<u>349, 800</u>				
102		301, 900	<u>350, 200</u>				
103		302, 200	<u>350, 600</u>				
104		302, 500	<u>351, 000</u>				
105		302, 700	<u>351, 500</u>				
106		303, 000	<u>351, 900</u>				
107		303, 300	<u>352, 300</u>				
108		303, 600	<u>352, 700</u>				
109		303, 800	<u>353, 200</u>				
110		304, 200	<u>353, 600</u>				
111		304, 600	<u>353, 900</u>				
112		304, 900	<u>354, 200</u>				
113		305, 100	<u>354, 700</u>				
114		305, 300					
115		305, 600					

	116		306,000							
	117		306,200							
	118		306,400							
	119		306,700							
	120		307,000							
	121		307,400							
	122		307,600							
	123		307,900							
	124		308,200							
	125		308,500							
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円 192,000	円 219,500	円 260,000	円 279,700	円 294,900	円 320,600	円 362,700	円 396,200	円 448,000

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第22条に規定する職員を除く。

改 正 後

別表第二(第3条関係)
企業職給料表(二)

職員の区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級
		給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円
	1	185,700	227,700	247,600
	2	187,400	228,500	248,700
	3	189,100	229,300	249,700
	4	190,800	230,100	250,700
	5	192,500	230,800	251,700
	6	194,200	231,600	252,900
	7	195,800	232,400	254,000
	8	197,400	233,200	255,000
	9	199,000	234,000	256,100
	10	200,500	234,700	257,100
	11	202,000	235,400	258,000
	12	203,500	236,100	258,500
	13	205,000	236,800	259,100
	14	206,500	237,400	259,500
	15	208,000	238,000	259,900
	16	209,500	238,600	260,400
	17	211,000	239,200	260,900
	18	212,400	239,800	261,400
	19	213,800	240,400	261,900
	20	215,200	240,900	262,500
	21	216,600	241,400	263,300
	22	217,700	241,900	263,900
	23	218,800	242,400	264,500
	24	219,900	242,900	265,300
	25	220,900	243,400	266,100
	26	221,800	243,900	266,800
	27	222,700	244,300	267,400
	28	223,600	244,800	268,200
	29	224,500	245,400	269,000
	30	225,300	245,900	269,700
	31	226,100	246,400	270,400
	32	226,900	246,800	271,100
	33	227,700	247,200	271,800
	34	228,400	247,700	272,500
	35	229,100	248,200	273,200
	36	229,800	248,600	273,900
	37	230,500	249,000	274,600
	38	231,100	249,500	275,300
	39	231,700	250,000	275,900
	40	232,300	250,400	276,500
	41	233,000	250,800	277,000
	42	233,500	251,300	277,500
	43	234,000	251,800	278,000
	44	234,500	252,200	278,500
	45	235,000	252,600	279,000
	46	235,400	253,000	279,500
	47	235,800	253,400	280,000
	48	236,200	253,800	280,400
	49	236,600	254,200	280,800
	50	236,900	254,600	281,300
	51	237,200	255,000	281,700
	52	237,500	255,400	282,200
	53	237,800	255,800	282,600

54	<u>238,100</u>	256,200	<u>283,100</u>
55	<u>238,400</u>	256,600	<u>283,600</u>
56	<u>238,700</u>	257,000	<u>284,100</u>
57	<u>238,900</u>	257,300	<u>284,600</u>
58	<u>239,200</u>	257,700	<u>285,200</u>
59	<u>239,500</u>	258,100	<u>285,800</u>
60	<u>239,700</u>	258,400	<u>286,400</u>
61	<u>239,900</u>	258,700	<u>287,000</u>
62	<u>240,200</u>	259,100	<u>287,600</u>
63	<u>240,500</u>	259,500	<u>288,200</u>
64	<u>240,700</u>	259,800	<u>288,800</u>
65	<u>240,900</u>	260,100	<u>289,300</u>
66	<u>241,200</u>	260,400	<u>289,800</u>
67	<u>241,500</u>	260,700	<u>290,300</u>
68	<u>241,700</u>	260,900	<u>290,800</u>
69	<u>241,900</u>	261,100	<u>291,300</u>
70	<u>242,200</u>	261,400	<u>291,800</u>
71	<u>242,500</u>	261,700	<u>292,200</u>
72	<u>242,700</u>	261,900	<u>292,600</u>
73	<u>242,900</u>	262,100	<u>293,000</u>
74	<u>243,200</u>	262,400	<u>293,400</u>
75	<u>243,500</u>	262,700	<u>293,800</u>
76	<u>243,700</u>	262,900	<u>294,200</u>
77	<u>243,900</u>	263,100	<u>294,600</u>
78	<u>244,200</u>	263,400	<u>295,000</u>
79	<u>244,500</u>	263,700	<u>295,400</u>
80	<u>244,700</u>	263,900	<u>295,900</u>
81	<u>244,900</u>	264,100	<u>296,200</u>
82	<u>245,200</u>	264,400	<u>296,700</u>
83	<u>245,400</u>	264,700	<u>297,200</u>
84	<u>245,700</u>	264,900	<u>297,700</u>
85	<u>245,900</u>	265,100	<u>298,000</u>
86	<u>246,100</u>	265,300	<u>298,500</u>
87	<u>246,400</u>	265,600	<u>299,000</u>
88	<u>246,700</u>	265,900	<u>299,300</u>
89	<u>246,900</u>	266,100	<u>299,700</u>
90	<u>247,200</u>	266,300	<u>300,200</u>
91	<u>247,500</u>	266,600	<u>300,700</u>
92	<u>247,700</u>	266,800	<u>301,200</u>
93	<u>247,900</u>	267,100	<u>301,500</u>
94	<u>248,200</u>	267,400	<u>301,900</u>
95	<u>248,500</u>	267,700	<u>302,400</u>
96	<u>248,700</u>	267,900	<u>302,900</u>
97	<u>248,900</u>	268,100	<u>303,300</u>
98	<u>249,200</u>	268,400	<u>303,700</u>
99	<u>249,500</u>	268,600	<u>304,000</u>
100	<u>249,700</u>	268,900	<u>304,300</u>
101	<u>249,900</u>	269,100	<u>304,600</u>
102	<u>250,200</u>	269,300	<u>305,000</u>
103	<u>250,500</u>	269,600	<u>305,300</u>
104	<u>250,700</u>	269,900	<u>305,700</u>
105	<u>250,900</u>	270,100	<u>306,000</u>
106	_____	270,300	<u>306,400</u>
107	_____	270,600	<u>306,800</u>
108	_____	270,800	<u>307,100</u>
109	_____	271,100	<u>307,300</u>
110	_____	271,400	<u>307,600</u>
111	_____	271,700	<u>307,900</u>
112	_____	271,900	<u>308,100</u>

	113		272,100	308,300
	114		272,400	308,600
	115		272,600	308,900
	116		272,800	309,100
	117		273,100	309,300
	118		273,400	309,600
	119		273,700	309,900
	120		273,900	310,100
	121		274,100	310,300
	122		274,300	310,600
	123		274,600	310,900
	124		274,900	311,100
	125		275,100	311,300
	126		275,300	311,600
	127		275,600	311,900
	128		275,900	312,100
	129		276,100	312,300
	130		276,300	
	131		276,600	
	132		276,900	
	133		277,100	
	134		277,300	
	135		277,600	
	136		277,900	
	137		278,100	
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円
		197,900	209,000	227,500

備考 この表は、業務員、用務員及びこれらに準ずる職務に従事する職員に適用する。ただし、第22条に規定する職員を除く。

改 正 前

別表第二(第3条関係)
企業職給料表(二)

職員の区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級
		給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円
1		166,500	227,700	244,600
2		167,700	228,500	245,400
3		168,800	229,300	246,200
4		169,900	230,100	246,900
5		171,200	230,800	247,600
6		172,400	231,600	248,700
7		173,600	232,400	249,700
8		174,800	233,200	250,700
9		175,800	234,000	251,700
10		177,000	234,700	252,900
11		178,300	235,400	254,000
12		179,500	236,100	255,000
13		180,600	236,800	256,100
14		181,800	237,400	257,100
15		183,100	238,000	258,000
16		184,400	238,600	258,500
17		185,700	239,200	259,100
18		187,400	239,800	259,500
19		189,100	240,400	259,900
20		190,800	240,900	260,400
21		192,500	241,400	260,900
22		194,200	241,900	261,400
23		195,800	242,400	261,900
24		197,400	242,900	262,500
25		199,000	243,400	263,300
26		200,500	243,900	263,900
27		202,000	244,300	264,500
28		203,500	244,800	265,300
29		205,000	245,400	266,100
30		206,500	245,900	266,800
31		208,000	246,400	267,400
32		209,500	246,800	268,200
33		211,000	247,200	269,000
34		212,400	247,700	269,700
35		213,800	248,200	270,400
36		215,200	248,600	271,100
37		216,600	249,000	271,800
38		217,700	249,500	272,500
39		218,800	250,000	273,200
40		219,900	250,400	273,900
41		220,900	250,800	274,600
42		221,800	251,300	275,300
43		222,700	251,800	275,900
44		223,600	252,200	276,500
45		224,500	252,600	277,000
46		225,300	253,000	277,500
47		226,100	253,400	278,000
48		226,900	253,800	278,500
49		227,700	254,200	279,000
50		228,400	254,600	279,500
51		229,100	255,000	280,000
52		229,800	255,400	280,400
53		230,500	255,800	280,800

54	<u>231,100</u>	256,200	<u>281,300</u>
55	<u>231,700</u>	256,600	<u>281,700</u>
56	<u>232,300</u>	257,000	<u>282,200</u>
57	<u>233,000</u>	257,300	<u>282,600</u>
58	<u>233,500</u>	257,700	<u>283,100</u>
59	<u>234,000</u>	258,100	<u>283,600</u>
60	<u>234,500</u>	258,400	<u>284,100</u>
61	<u>235,000</u>	258,700	<u>284,600</u>
62	<u>235,400</u>	259,100	<u>285,200</u>
63	<u>235,800</u>	259,500	<u>285,800</u>
64	<u>236,200</u>	259,800	<u>286,400</u>
65	<u>236,600</u>	260,100	<u>287,000</u>
66	<u>236,900</u>	260,400	<u>287,600</u>
67	<u>237,200</u>	260,700	<u>288,200</u>
68	<u>237,500</u>	260,900	<u>288,800</u>
69	<u>237,800</u>	261,100	<u>289,300</u>
70	<u>238,100</u>	261,400	<u>289,800</u>
71	<u>238,400</u>	261,700	<u>290,300</u>
72	<u>238,700</u>	261,900	<u>290,800</u>
73	<u>238,900</u>	262,100	<u>291,300</u>
74	<u>239,200</u>	262,400	<u>291,800</u>
75	<u>239,500</u>	262,700	<u>292,200</u>
76	<u>239,700</u>	262,900	<u>292,600</u>
77	<u>239,900</u>	263,100	<u>293,000</u>
78	<u>240,200</u>	263,400	<u>293,400</u>
79	<u>240,500</u>	263,700	<u>293,800</u>
80	<u>240,700</u>	263,900	<u>294,200</u>
81	<u>240,900</u>	264,100	<u>294,600</u>
82	<u>241,200</u>	264,400	<u>295,000</u>
83	<u>241,500</u>	264,700	<u>295,400</u>
84	<u>241,700</u>	264,900	<u>295,900</u>
85	<u>241,900</u>	265,100	<u>296,200</u>
86	<u>242,200</u>	265,300	<u>296,700</u>
87	<u>242,500</u>	265,600	<u>297,200</u>
88	<u>242,700</u>	265,900	<u>297,700</u>
89	<u>242,900</u>	266,100	<u>298,000</u>
90	<u>243,200</u>	266,300	<u>298,500</u>
91	<u>243,500</u>	266,600	<u>299,000</u>
92	<u>243,700</u>	266,800	<u>299,300</u>
93	<u>243,900</u>	267,100	<u>299,700</u>
94	<u>244,200</u>	267,400	<u>300,200</u>
95	<u>244,500</u>	267,700	<u>300,700</u>
96	<u>244,700</u>	267,900	<u>301,200</u>
97	<u>244,900</u>	268,100	<u>301,500</u>
98	<u>245,200</u>	268,400	<u>301,900</u>
99	<u>245,400</u>	268,600	<u>302,400</u>
100	<u>245,700</u>	268,900	<u>302,900</u>
101	<u>245,900</u>	269,100	<u>303,300</u>
102	<u>246,100</u>	269,300	<u>303,700</u>
103	<u>246,400</u>	269,600	<u>304,000</u>
104	<u>246,700</u>	269,900	<u>304,300</u>
105	<u>246,900</u>	270,100	<u>304,600</u>
106	<u>247,200</u>	270,300	<u>305,000</u>
107	<u>247,500</u>	270,600	<u>305,300</u>
108	<u>247,700</u>	270,800	<u>305,700</u>
109	<u>247,900</u>	271,100	<u>306,000</u>
110	<u>248,200</u>	271,400	<u>306,400</u>
111	<u>248,500</u>	271,700	<u>306,800</u>
112	<u>248,700</u>	271,900	<u>307,100</u>

	113	<u>248,900</u>	272,100	<u>307,300</u>
	114	<u>249,200</u>	272,400	<u>307,600</u>
	115	<u>249,500</u>	272,600	<u>307,900</u>
	116	<u>249,700</u>	272,800	<u>308,100</u>
	117	<u>249,900</u>	273,100	<u>308,300</u>
	118	<u>250,200</u>	273,400	<u>308,600</u>
	119	<u>250,500</u>	273,700	<u>308,900</u>
	120	<u>250,700</u>	273,900	<u>309,100</u>
	121	<u>250,900</u>	274,100	<u>309,300</u>
	122		274,300	<u>309,600</u>
	123		274,600	<u>309,900</u>
	124		274,900	<u>310,100</u>
	125		275,100	<u>310,300</u>
	126		275,300	<u>310,600</u>
	127		275,600	<u>310,900</u>
	128		275,900	<u>311,100</u>
	129		276,100	<u>311,300</u>
	130		276,300	<u>311,600</u>
	131		276,600	<u>311,900</u>
	132		276,900	<u>312,100</u>
	133		277,100	<u>312,300</u>
	134		277,300	
	135		277,600	
	136		277,900	
	137		278,100	
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円
		197,900	209,000	227,500

備考 この表は、業務員、用務員及びこれらに準ずる職務に従事する職員に適用する。ただし、第22条に規定する職員を除く。

第2条分 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和5年条例第4号）新旧対照表

改正後	改正前
附 則（令和5年条例第4号）抄 （施行期日） 第1条～第5条 略 第6条 新給与条例第8条、第9条_____及び第12条の2の規定は、暫定再任用職員には適用しない。 2 前条及び前項に定めるもののほか、暫定再任用職員に関し必要な事項は企業長が規則で定める。	附 則（令和5年条例第4号）抄 （施行期日） 第1条～第5条 略 第6条 新給与条例第8条、第9条、 <u>第11条</u> 及び第12条の2の規定は、暫定再任用職員には適用しない。 2 前条及び前項に定めるもののほか、暫定再任用職員に関し必要な事項は企業長が規則で定める。

議案第４号

損害賠償の額の決定について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第１３号、地方公営企業法（昭和２７年法律第２９２号）第４０条第２項及び愛知中部水道企業団の設置等に関する条例（昭和５０年条例第１号）第６条の規定により、下記のとおり損害賠償の額を決定することについて議会の議決を求める。

令和７年３月７日提出

愛知中部水道企業団

企業長 近 藤 裕 貴

記

- １ 事故発生日 令和４年１２月５日（月）～１２月８日（木）
- ２ 事故発生場所 長久手市杵ヶ池地内
- ３ 相手方 一般財団法人 林美術財団 名都美術館
- ４ 事故の概要 上記日時において水道本管（ダクタイル鋳鉄管口径５００mm）の布設工事を開削工法により施工したところ名都美術館敷地内で擁壁の傾斜や側溝等の移動する損害を与えた。
- ５ 損害賠償の額 金９,６８０,０００円

提案理由

この案を提出するのは、損害賠償の額を決定し示談する必要があるからである。

令和 6 年 度

愛知中部水道企業団水道事業会計補正予算書（第 2 号）

愛知中部水道企業団

令和 6 年度愛知中部水道企業団水道事業会計補正予算（第 2 号）

（総則）

第 1 条 令和 6 年度愛知中部水道企業団水道事業会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（資本的収入及び支出）

第 2 条 令和 6 年度愛知中部水道企業団水道事業会計予算第 4 条本文括弧書を「（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,617,565千円は、減債積立金8,000千円、建設改良積立金142,160千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額197,066千円、過年度分損益勘定留保資金1,233,815千円及び当年度分損益勘定留保資金1,036,524千円で補てんするものとする。）」に改め、資本的収入の予定額を次のとおり補正する。

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収	入	
第 1 款 資 本 的 収 入	1,600,201千円	7,700千円	1,607,901千円
第 5 項 国 庫 補 助 金	0千円	7,700千円	7,700千円

令 和 7 年 3 月 7 日 提 出

愛知中部水道企業団

企業長 近 藤 裕 貴

令和 6 年 度

愛知中部水道企業団水道事業会計
補正予算（第 2 号）に関する説明書

令和6年度愛知中部水道企業団水道事業会計補正予算（第2号）実施計画

資本的收入及び支出

収 入

款	項	目	既決予定額 (千円)	補正予定額 (千円)	計 (千円)	備 考
1 資本的收入			1,600,201	7,700	1,607,901	
	5 国 庫 金 補 助		0	7,700	7,700	
		1 国 庫 金 補 助	0	7,700	7,700	

令和6年度愛知中部水道企業団水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

(単位 千円)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益	759,838
減価償却費	2,060,425
固定資産除却費	86,189
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△ 247
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	△ 2,494
賞与引当金の増減額 (△は減少)	1,863
法定福利費引当金の増減額 (△は減少)	895
長期前受金戻入額	△ 849,017
受取利息	△ 3,244
支払利息及び企業債取扱諸費	37,671
未収金の増減額 (△は増加)	△ 2,816
未払金の増減額 (△は減少)	88,200
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△ 16,024
営業前受金の増減額 (△は減少)	△ 23
預り金の増減額 (△は減少)	136
小 計	2,161,352
利息の受取額	3,244
利息の支払額	△ 37,671
水道水源環境保全基金の増減額 (△は増加)	△ 11,966
業務活動によるキャッシュ・フロー	2,114,959

2 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△ 3,734,189
有形固定資産の売却による収入	280
県補助金の返還額	△ 3,661
国庫補助金による収入	7,700
県補助金による収入	30,466
工事負担金による収入	969,732
未収金の増減額 (△は増加)	△ 171,168
未払金の増減額 (△は減少)	△ 239,205
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 3,140,045

3 財務活動によるキャッシュ・フロー

建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	500,000
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 191,548
財務活動によるキャッシュ・フロー	308,452
資金増加額 (又は減少額)	△ 716,634
資金期首残高	2,923,213
資金期末残高	2,206,579

令和6年度愛知中部水道企業団水道事業会計予定貸借対照表

(令和7年3月31日)

(単位 千円)

資 産 の 部

1 固 定 資 産

(1) 有 形 固 定 資 産

イ 土 地		1,864,700	
ロ 建 物	1,641,508		
減 価 償 却 累 計 額	△ 1,165,772	475,736	
ハ 構 築 物	93,464,612		
減 価 償 却 累 計 額	△ 42,480,527	50,984,085	
ニ 機 械 及 び 装 置	3,197,416		
減 価 償 却 累 計 額	△ 2,014,720	1,182,696	
ホ 車 両 運 搬 具	113,716		
減 価 償 却 累 計 額	△ 87,212	26,504	
ヘ 工 具 器 具 及 び 備 品	475,104		
減 価 償 却 累 計 額	△ 356,859	118,245	
ト 建 設 仮 勘 定		1,306,233	
有形固定資産合計			55,958,199

(2) 無 形 固 定 資 産

イ 電 話 加 入 権		1,253	
ロ ソ フ ト 開 発 費		8,548	
無形固定資産合計			9,801

(3) 投 資 そ の 他 の 資 産

イ 投 資 有 価 証 券		500,000	
ロ 破 産 更 生 債 権 等		62	
貸 倒 引 当 金		△ 62	
投資その他の資産合計			500,000

固 定 資 産 合 計 56,468,000

2 流 動 資 産

(1) 現 金 ・ 預 金		2,206,579	
(2) 未 収 金		564,912	
貸 倒 引 当 金		△ 6,423	558,489
(3) 貯 蔵 品			63,795
(4) 前 払 金			50

(5) そ の 他 流 動 資 産	600	
(6) 水道水源環境保全基金	321,360	
流 動 資 産 合 計		3,150,873
資 産 合 計		59,618,873

負 債 の 部

3 固 定 負 債

(1) 企 業 債

イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債	2,400,093	
---------------------------	-----------	--

企 業 債 合 計	2,400,093	
-----------	-----------	--

(2) 引 当 金

イ 退職給付引当金	612,596	
-----------	---------	--

ロ 修繕引当金	358,867	
---------	---------	--

引 当 金 合 計	971,463	
-----------	---------	--

固 定 負 債 合 計		3,371,556
-------------	--	-----------

4 流 動 負 債

(1) 企 業 債

イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債	177,153	
---------------------------	---------	--

企 業 債 合 計	177,153	
-----------	---------	--

(2) 未 払 金	983,698	
-----------	---------	--

(3) 前 受 金	6,411	
-----------	-------	--

(4) 引 当 金

イ 賞与引当金	60,727	
---------	--------	--

ロ 法定福利費引当金	11,677	
------------	--------	--

引 当 金 合 計	72,404	
-----------	--------	--

(5) 預 り 金	287,778	
-----------	---------	--

(6) そ の 他 流 動 負 債	10,600	
-------------------	--------	--

流 動 負 債 合 計		1,538,044
-------------	--	-----------

5 繰 延 収 益

(1) 長 期 前 受 金

イ 国庫補助金長期前受金	681,512	
--------------	---------	--

収 益 化 累 計 額	△ 249,384	432,128
-------------	-----------	---------

ロ 県補助金長期前受金	1,333,971	
-------------	-----------	--

収 益 化 累 計 額	△ 622,195	711,776
-------------	-----------	---------

ハ	工事負担金長期前受金	39,933,382		
	収 益 化 累 計 額	<u>△ 22,209,458</u>	17,723,924	
ニ	受 贈 財 産 評 価 額 長 期 前 受 金	1,600,841		
	収 益 化 累 計 額	<u>△ 396,133</u>	1,204,708	
ホ	寄 附 金 長 期 前 受 金	15,000		
	収 益 化 累 計 額	<u>△ 4,387</u>	10,613	
ヘ	そ の 他 長 期 前 受 金	1,463		
	収 益 化 累 計 額	<u>△ 491</u>	972	
	長 期 前 受 金 合 計		<u>20,084,121</u>	
	繰 延 収 益 合 計			20,084,121
	負 債 合 計			<u>24,993,721</u>

資 本 の 部

6	資 本 金			33,175,112
7	剰 余 金			
(1)	資 本 剰 余 金			
イ	受 贈 財 産 評 価 額		<u>215,363</u>	
	資 本 剰 余 金 合 計		215,363	
(2)	利 益 剰 余 金			
イ	減 債 積 立 金		1,000	
ロ	建 設 改 良 積 立 金		14,249	
ハ	当 年 度 未 処 分 利 益 剰 余 金		<u>1,219,428</u>	
	利 益 剰 余 金 合 計		<u>1,234,677</u>	
	剰 余 金 合 計			<u>1,450,040</u>
	資 本 合 計			<u>34,625,152</u>
	負 債 資 本 合 計			<u>59,618,873</u>

(注) 貸倒引当金取崩額 2,272千円
賞与引当金取崩額 58,864千円
法定福利費引当金取崩額 10,782千円

令和 6 年 度

愛知中部水道企業団水道事業会計
補正予算（第 2 号）実施計画節別内訳書

令和6年度愛知中部水道企業団水道事業会計補正予算（第2号）実施計画節別内訳書

資本的收入及び支出

収 入

款	項	目	節	既決予定額 (千円)	補正予定額 (千円)	計 (千円)	備 考
1 資本的收入				1,600,201	7,700	1,607,901	
	5 国補助庫金			0	7,700	7,700	
		1 国補助庫金		0	7,700	7,700	
			国補助庫金	0	7,700	7,700	

令和 7 年 度

愛知中部水道企業団水道事業会計予算書

愛知中部水道企業団

令和 7 年度愛知中部水道企業団水道事業会計予算

(総則)

第 1 条 令和 7 年度愛知中部水道企業団水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 戸 数		142,600 戸
(2) 年 間 総 給 水 量		34,482,000 m ³
(3) 一 日 平 均 給 水 量		94,471 m ³
(4) 主 要 な 建 設 改 良 事 業	配水設備改良事業	3,946,733 千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第 1 款 水 道 事 業 収 益	8,451,206 千円
第 1 項 営 業 収 益	7,554,632 千円
第 2 項 営 業 外 収 益	886,514 千円
第 3 項 特 別 利 益	10,060 千円

支 出

第 1 款 水 道 事 業 費 用	6,867,319 千円
第 1 項 営 業 費 用	6,714,403 千円
第 2 項 営 業 外 費 用	152,891 千円
第 3 項 特 別 損 失	25 千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 3,236,210千円は、減債積立金 9,000千円、建設改良積立金 166,528千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 237,723千円、過年度分損益勘定留保資金 1,176,419千円及び当年度分損益勘定留保資金 1,646,540千円で補てんするものとする。）。

収 入

第 1 款 資 本 的 収 入	1,120,488 千円
第 1 項 企 業 債	280,000 千円
第 2 項 国 庫 補 助 金	49,170 千円
第 3 項 工 事 負 担 金	791,318 千円

支 出

第1款 資 本 的 支 出	4,356,698 千円
第1項 建 設 改 良 費	4,179,313 千円
第2項 企 業 債 償 還 金	174,271 千円
第3項 補 助 金 返 還 金	3,114 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
老朽管路更新工事	令和8年度	440,693千円
水道料金調定収納管理システム等更新	令和8年度	154,194千円
営業業務委託	令和8年度から 令和12年度まで	1,170,774千円
給水受付事務業務委託	令和8年度から 令和12年度まで	265,617千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
配水設備 改良事業	280,000千円	証書借入	4.0%以内	政府又は地方公共団体金融機構資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定するものとする。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは、繰上償還又は低利債に借換えすることができる。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

営業費用、営業外費用及び特別損失

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職 員 給 与 費 978,231 千円
- (2) 交 際 費 250 千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、53,079千円と定める。

(重要な資産の取得)

第10条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

取得する資産	種 類	名 称	数 量
	器具及び備品	水道料金調定収納管理システム等更新	一 式
	器具及び備品	庁内情報システム端末等機器更新	一 式

令和7年3月7日提出

愛知中部水道企業団
企業長 近藤 裕貴

令和 7 年 度

愛知中部水道企業団水道事業会計
予 算 に 関 す る 説 明 書

目 次

・ 令和 7 年度愛知中部水道企業団水道事業会計予算実施計画	6
・ 令和 7 年度愛知中部水道企業団水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書	10
・ 給与費明細書	11
・ 債務負担行為に関する調書	16
・ 令和 7 年度愛知中部水道企業団水道事業会計予定貸借対照表	17
・ 令和 6 年度愛知中部水道企業団水道事業会計予定損益計算書	20
・ 令和 6 年度愛知中部水道企業団水道事業会計予定貸借対照表	21
・ 注記表	24
・ 令和 7 年度愛知中部水道企業団水道事業会計予算実施計画節別内訳書	27

令和7年度愛知中部水道企業団水道事業会計予算実施計画

収益的収入及び支出

収 入

款	項	目	予定額(千円)	備 考
1 水道事業収益			8,451,206	
	1 営業収益		7,554,632	
		1 給 水 収 益	7,286,829	水道料金及び水道水源環境保全基金収入
		2 受 託 工 事 収 益	803	給水装置の新設又は修繕等の工事受託による収益
		3 その他営業収益	238,546	下水道使用料徴収事務負担金他
		4 他 会 計 負 担 金	28,454	消火栓等維持管理負担金他
	2 営業外収益		886,514	
		1 受 取 利 息	3,241	有価証券利息及び基金運用有価証券利息
		2 長期前受金戻入	842,904	減価償却費等に対応する長期前受金の収益化
		3 雑 収 益	40,369	行政財産目的外使用料他
	3 特別利益		10,060	
		1 その他特別利益	10,060	退職給付引当金戻入益

支 出				
款	項	目	予定額(千円)	備 考
1 水道事業費用			6,867,319	
	1 営業費用		6,714,403	
		1 原水及び浄水費	2,572,270	原水の取入れ、ろ過滅菌処理設備の維持及び作業に要する費用
		2 配水及び給水費	1,064,958	配水池、配水管及び量水器等設備の維持及び作業に要する費用
		3 受託工事費	803	給水装置の新設又は修繕等の受託工事に要する費用
		4 総 係 費	846,163	事業活動全般に関する費用及び料金の調定、収納等に要する費用
		5 議会及び監査費	2,971	議会及び監査に要する費用
		6 水源地環境整備事業費	38,819	水道水源環境保全事業及び上下流域交流事業に要する費用
		7 減価償却費	2,118,504	固定資産の償却額
		8 資産減耗費	69,915	有形固定資産の除却損他
	2 営業外費用		152,891	
		1 支払利息及び企業債取扱諸費	44,015	企業債に対する利息
		2 雑 支 出	5,080	過年度分水道料金減免他
		3 消費税及び地方消費税	103,796	
	3 特別損失		25	
		1 過年度損益修正	25	貸倒損失

資本的収入及び支出

収 入

款	項	目	予定額(千円)	備 考
1 資 本 的 収 入			1,120,488	
	1 企 業 債		280,000	
		1 企 業 債	280,000	配水設備改良事業に充てるための借入金
	2 国 庫 補 助 金		49,170	
		1 国 庫 補 助 金	49,170	水道総合地震対策事業に対する国庫補助金
	3 工 事 負 担 金		791,318	
		1 工 事 負 担 金	791,318	配水管布設工事等に対する負担金

支 出				
款	項	目	予定額(千円)	備 考
1 資 本 的 支 出			4,356,698	
	1 建 設 改 良 費		4,179,313	
		1 配水設備改良費	3,946,733	配水設備の改良及び配水管布設工事等に要する費用
		2 固定資産購入費	232,580	固定資産の購入等に要する費用
	2 企業債償還金		174,271	
		1 企業債償還金	174,271	企業債元金償還金
	3 補助金返還金		3,114	
		1 補助金返還金	3,114	県補助金消費税相当額の返還金

令和7年度愛知中部水道企業団水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書

(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

(単位 千円)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益	1,341,344
減価償却費	2,118,504
固定資産除却費	61,312
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	183
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	△ 10,060
賞与引当金の増減額 (△は減少)	3,307
法定福利費引当金の増減額 (△は減少)	893
長期前受金戻入額	△ 842,904
受取利息	△ 3,241
支払利息及び企業債取扱諸費	44,015
未収金の増減額 (△は増加)	△ 8,481
未払金の増減額 (△は減少)	86,438
たな卸資産の増減額 (△は増加)	6,978
営業前受金の増減額 (△は減少)	838
預り金の増減額 (△は減少)	121
小 計	2,799,247
利息の受取額	3,241
利息の支払額	△ 44,015
その他流動資産の増減額 (△は増加)	10,300
その他流動負債の増減額 (△は減少)	△ 10,300
水道水源環境保全基金の増減額 (△は増加)	27,885
業務活動によるキャッシュ・フロー	2,786,358

2 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△ 3,820,064
無形固定資産の取得による支出	△ 47,740
県補助金の返還額	△ 3,114
国庫補助金による収入	44,705
工事負担金による収入	720,855
未収金の増減額 (△は増加)	△ 68,449
未払金の増減額 (△は減少)	△ 109,833
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 3,283,640

3 財務活動によるキャッシュ・フロー

建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	280,000
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 174,271
財務活動によるキャッシュ・フロー	105,729
資金増加額 (又は減少額)	△ 391,553
資金期首残高	2,741,359
資金期末残高	2,349,806

給 与 費 明 細 書

1 総括

区 分	職 員 数		給 与 費				法 定 福利費	合 計
	特別職 (人)	一般職 (人)	報 酬 (千円)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)		
本 年 度	37	(8) 98	1,279	420,092	342,445	763,816	214,415	978,231
前 年 度	47	(7) 99	1,790	406,940	329,475	738,205	206,338	944,543
比 較	△ 10	(1) △ 1	△ 511	13,152	12,970	25,611	8,077	33,688

(注) 職員数欄の()内は、再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員で外書き
給与費欄の手当及び法定福利費欄については、賞与引当金繰入額及び法定福利費引当金繰入額を含む。

手 当 の 内 訳	区 分	管 理 職 手 当 (千円)	扶 養 手 当 (千円)	地 域 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	特殊勤務 手 当 (千円)	時 間 外 勤務手当 (千円)	休日勤務 手 当 (千円)	宿 日 直 手 当 (千円)	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	退 職 給 付 費 (千円)
	本 年 度	20,173	13,020	45,331	9,078	9,966	5,025	35,050	2,201	5,040	107,455	90,106	0
	前 年 度	19,517	13,740	44,021	9,498	9,883	4,877	34,533	2,168	5,103	101,422	84,713	0
	比 較	656	△ 720	1,310	△ 420	83	148	517	33	△ 63	6,033	5,393	0

(注) 期末手当欄及び勤勉手当欄については、賞与引当金繰入額のうち各手当分を含む。

(1) 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数		給 与 費				法 定 福利費	合 計
	特別職 (人)	一般職 (人)	報 酬 (千円)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)		
本 年 度	37	(6) 98	1,279	415,760	339,754	756,793	213,219	970,012
前 年 度	47	(5) 99	1,790	403,053	327,065	731,908	205,261	937,169
比 較	△ 10	(1) △ 1	△ 511	12,707	12,689	24,885	7,958	32,843

(注) 職員数欄の()内は、再任用短時間勤務職員で外書き
給与費欄の手当及び法定福利費欄については、賞与引当金繰入額及び法定福利費引当金繰入額を含む。

手 当 の 内 訳	区 分	管 理 職 手 当 (千円)	扶 養 手 当 (千円)	地 域 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	特殊勤務 手 当 (千円)	時 間 外 勤務手当 (千円)	休日勤務 手 当 (千円)	宿 日 直 手 当 (千円)	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	退 職 給 付 費 (千円)
	本 年 度	20,173	13,020	44,898	9,078	9,774	4,909	35,018	2,201	5,040	106,413	89,230	0
	前 年 度	19,517	13,740	43,632	9,498	9,691	4,761	34,504	2,168	5,103	100,505	83,946	0
	比 較	656	△ 720	1,266	△ 420	83	148	514	33	△ 63	5,908	5,284	0

(注) 期末手当欄及び勤勉手当欄については、賞与引当金繰入額のうち各手当分を含む。

(2) 会計年度任用職員

区 分	職 員 数		給 与 費				法 定 福 利 費	合 計
	特別職 (人)	一般職 (人)	報 酬 (千円)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)		
本 年 度	—	(2) 0	—	4,332	2,691	7,023	1,196	8,219
前 年 度	—	(2) 0	—	3,887	2,410	6,297	1,077	7,374
比 較	—	(0) 0	—	445	281	726	119	845

(注) 職員数欄の()内は、短時間勤務職員で外書き

手 当 の 内 訳	区 分	管 理 職 手 当 (千円)	扶 養 手 当 (千円)	地 域 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	特殊勤務 手 当 (千円)	時 間 外 勤 務 手 当 (千円)	休日勤務 手 当 (千円)	宿 日 直 手 当 (千円)	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	退 職 給 付 費 (千円)
	本 年 度	—	—	433	—	192	116	32	—	—	1,042	876	—
	前 年 度	—	—	389	—	192	116	29	—	—	917	767	—
	比 較	—	—	44	—	0	0	3	—	—	125	109	—

2 給料及び手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	13,152	昇給等に伴う増加分		8,922	
		給与改定に伴う増減分		8,594	
		その他の増減分		△ 4,364	新陳代謝等
手 当	12,970	昇給等に伴う増加分		6,107	
		給与改定に伴う増減分		8,457	期末・勤勉手当支給率
		その他の増減分		△ 1,594	新陳代謝等

3 給料及び手当の状況

(1) 職員1人当たり給与

区 分		事 務・技 術 (企業職(一))	業 務・その他 (企業職(二))
令和6年12月1日現在	平 均 給 料 月 額 (円)	331,415	—
	平 均 給 与 月 額 (円)	437,569	—
	平 均 年 齢 (歳)	42.82	—
令和5年12月1日現在	平 均 給 料 月 額 (円)	333,893	—
	平 均 給 与 月 額 (円)	445,759	—
	平 均 年 齢 (歳)	43.28	—

(2) 初任給

区 分	事 務・技 術 (企業職(一)) (円)	業 務・その他 (企業職(二)) (円)	国 の 制 度	
			行政職(一) (円)	行政職(二) (円)
高 校 卒	194,500	—	188,000	—
大 学 卒	225,600	—	220,000	—

(3) 級別職員数

区 分	事 務・技 術(企業職(一))			業 務・その他(企業職(二))		
	級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)
令和6年12月1日現在	1級	9	9.1	1級	—	—
	2級	12	12.1	2級	—	—
	3級	15	15.2	3級	—	—
	4級	32	32.3			
	5級	13	13.1			
	6級	10	10.1			
	7級	6	6.1			
	8級	2	2.0			
	計	99	100.0	計	—	—
令和5年12月1日現在	1級	7	7.1	1級	—	—
	2級	17	17.2	2級	—	—
	3級	12	12.1	3級	—	—
	4級	34	34.3			
	5級	12	12.1			
	6級	10	10.1			
	7級	6	6.1			
	8級	1	1.0			
	計	99	100.0	計	—	—

(級別の基準となる職務)

区 分	事 務・技 術 (企業職(一))	業 務・その他 (企業職(二))
1級	定型的な業務を行う職務	定型的な業務又は補助的業務及び雑務或いは管理人等の補助的な業務を行う職務
2級	特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	相当の技能又は経験を必要とする業務を行う職務
3級	主任の職務	多数の者の指揮監督する長の職務 高度の技能又は経験を必要とする業務を行う職務
4級	主任主査及び主査の職務	
5級	課長補佐の職務	
6級	課長及び主幹の職務	
7級	次長及び専門監の職務	
8級	局長及び副局長の職務	

(4) 昇給

区 分		合 計	事 務・技 術 (企業職(一))	業 務・その他 (企業職(二))
本 年 度	職 員 数(A) (人)	99	99	—
	昇給に係る職員数(B) (人)	56	56	—
	号 給 数 内 訳	2 号 給(人)	0	—
		3 号 給(人)	2	—
		4 号 給(人)	54	—
		6 号 給(人)	0	—
		8 号 給(人)	0	—
	比 率 (B) / (A) (%)	56.6	56.6	—
前 年 度	職 員 数(A) (人)	99	99	—
	昇給に係る職員数(B) (人)	49	49	—
	号 給 数 内 訳	2号給(人)	0	—
		3号給(人)	2	—
		4号給(人)	47	—
		6号給(人)	0	—
		8号給(人)	0	—
	比 率 (B) / (A) (%)	49.5	49.5	—

(5) 特殊勤務手当

区 分	全 職 種	事 務・技 術 (企業職(一))	業 務・その他 (企業職(二))
給料総額に対する比率 (%)	0.6	0.6	—
支給対象職員の比率 (%) (令和6年12月1日現在)	83.3	83.3	—
支給対象職員1人当たり 平均支給月額 (円)	3,664	3,664	—
代表的な特殊勤務手当の名称	危険現場作業手当・出勤待機手当・呼び出し手当等		

(6) 期末手当・勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6月(月分)	12月(月分)			
本 年 度	(1.2) 2.300	(1.2) 2.300	(2.40) 4.60	有	
前 年 度	(1.175) 2.250	(1.175) 2.250	(2.35) 4.50	有	
国 の 制 度	(1.2) 2.300	(1.2) 2.300	(2.40) 4.60	有	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給率

(7) 定年退職及び応募認定退職に係る退職手当

区 分	20年 勤続の者 (月分)	25年 勤続の者 (月分)	35年 勤続の者 (月分)	最 高 度 限 度 (月分)	その他の加算措置等	備 考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (1年につき2%～45%加算)	
国の制度	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (1年につき2%～45%加算)	

(8) その他の手当

区 分	国 の 制 度 と の 異 同	差 異 の 内 容
扶 養 手 当	異 な る	配偶者：6,500円 子：10,000円
地 域 手 当	異 な る	10%
住 居 手 当	同 じ	
通 勤 手 当	同 じ	交通用具利用者部分

債 務 負 担 行 為 に 関 す る 調 書

事 項	限 度 額	前年度末までの支払 義務発生（見込）額		当該年度以降の支 払義務発生予定額		左の財源内訳
		期 間	金 額	期 間	金 額	給水収益等
営業業務委託	1,136,300千円	令和2年度 から 令和6年度 まで	1,020,987千円	令和7年度	113,966千円	113,966千円
給水受付事務業務委託	233,959千円	令和2年度 から 令和6年度 まで	209,000千円	令和7年度	22,000千円	22,000千円
老朽管路更新工事	1,821,919千円	—	—	令和7年度 から 令和8年度 まで	1,773,530千円	1,773,530千円
配水区再編工事	221,903千円	令和6年度	106,183千円	令和7年度 から 令和8年度 まで	178,266千円	178,266千円
老朽管路更新工事	219,461千円	—	—	令和7年度	185,922千円	185,922千円

令和7年度愛知中部水道企業団水道事業会計予定貸借対照表

(令和8年3月31日)

(単位 千円)

資 産 の 部

1 固 定 資 産

(1) 有 形 固 定 資 産

イ 土 地 1,887,340

ロ 建 物 1,690,795

減価償却累計額 △ 1,195,620 495,175

ハ 構 築 物 96,792,226

減価償却累計額 △ 44,278,157 52,514,069

ニ 機 械 及 び 装 置 3,231,815

減価償却累計額 △ 2,120,706 1,111,109

ホ 車 両 運 搬 具 106,934

減価償却累計額 △ 84,355 22,579

ヘ 工 具 器 具 及 び 備 品 429,409

減価償却累計額 △ 304,353 125,056

ト 建 設 仮 勘 定 901,892

有形固定資産合計 57,057,220

(2) 無 形 固 定 資 産

イ 電 話 加 入 権 1,253

ロ ソ フ ト 開 発 費 61,090

無形固定資産合計 62,343

(3) 投 資 そ の 他 の 資 産

イ 投 資 有 価 証 券 500,000

ロ 破 産 更 生 債 権 等 205

貸 倒 引 当 金 △ 205

投資その他の資産合計 500,000

固 定 資 産 合 計 57,619,563

2 流 動 資 産

(1) 現 金 ・ 預 金 2,349,806

(2) 未 収 金 485,452

貸 倒 引 当 金 △ 6,558 478,894

(3) 貯 蔵 品 54,190

(4) 前 払 金 757

(5) 水道水源環境保全基金	303,374	
流動資産合計		3,187,021
資産合計		60,806,584

負債の部

3 固定負債

(1) 企業債

イ 建設改良費等の財源に
充てるための企業債

2,521,357

企業債合計

2,521,357

(2) 引当金

イ 退職給付引当金

609,423

ロ 修繕引当金

358,867

引当金合計

968,290

固定負債合計

3,489,647

4 流動負債

(1) 企業債

イ 建設改良費等の財源に
充てるための企業債

163,706

企業債合計

163,706

(2) 未払金

1,016,379

(3) 前受金

7,287

(4) 引当金

イ 賞与引当金

64,034

ロ 法定福利費引当金

12,570

引当金合計

76,604

(5) 預り金

284,024

流動負債合計

1,548,000

5 繰延収益

(1) 長期前受金

イ 国庫補助金長期前受金

718,374

収益化累計額

△ 264,329

454,045

ロ 県補助金長期前受金

1,332,300

収益化累計額

△ 641,596

690,704

ハ 工事負担金長期前受金

40,017,761

収益化累計額

△ 22,877,083

17,140,678

ニ	受贈財産評価額	1,691,696		
	長期前受金			
	収益化累計額	<u>△ 433,041</u>	1,258,655	
ホ	寄附金長期前受金	15,000		
	収益化累計額	<u>△ 4,724</u>	10,276	
ハ	その他長期前受金	1,463		
	収益化累計額	<u>△ 1,059</u>	<u>404</u>	
	長期前受金合計		<u>19,554,762</u>	
	繰延収益合計			<u>19,554,762</u>
	負債合計			<u><u>24,592,409</u></u>

資 本 の 部

6	資 本 金			34,150,637
7	剰 余 金			
(1)	資 本 剰 余 金			
イ	受贈財産評価額	<u>215,363</u>		
	資本剰余金合計		215,363	
(2)	利 益 剰 余 金			
イ	当年度未処分利益剰余金	<u>1,848,175</u>		
	利益剰余金合計		<u>1,848,175</u>	
	剰 余 金 合 計			<u>2,063,538</u>
	資 本 合 計			<u>36,214,175</u>
	負債資本合計			<u><u>60,806,584</u></u>

(注) 貸倒引当金取崩額 2,073千円
賞与引当金取崩額 60,727千円
法定福利費引当金取崩額 11,677千円

令和6年度愛知中部水道企業団水道事業会計予定損益計算書

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

(単位 千円)

1 営 業 収 益			
(1) 給 水 収 益	5,863,017		
(2) そ の 他 営 業 収 益	215,923		
(3) 他 会 計 負 担 金	44,317	6,123,257	
2 営 業 費 用			
(1) 原 水 及 び 浄 水 費	2,303,255		
(2) 配 水 及 び 給 水 費	921,711		
(3) 総 係 費	722,932		
(4) 議 会 及 び 監 査 費	1,502		
(5) 水源地環境整備事業費	20,761		
(6) 減 価 償 却 費	2,042,983		
(7) 資 産 減 耗 費	119,416	6,132,560	
営 業 利 益			△9,303
3 営 業 外 収 益			
(1) 受 取 利 息	3,244		
(2) 長 期 前 受 金 戻 入	848,224		
(3) 雑 収 益	49,072	900,540	
4 営 業 外 費 用			
(1) 支 払 利 息 及 び 企 業 債 取 扱 諸 費	35,183		
(2) 雑 支 出	5,402	40,585	859,955
経 常 利 益			850,652
5 特 別 利 益			
(1) 過 年 度 損 益 修 正 益	49	49	
6 特 別 損 失			
(1) 固 定 資 産 売 却 損	40		
(2) 過 年 度 損 益 修 正 損	37	77	△ 28
当 年 度 純 利 益			850,624
前年度繰越利益剰余金			319,019
その他未処分利益剰余金変動額			150,160
当年度未処分利益剰余金			1,319,803

令和6年度愛知中部水道企業団水道事業会計予定貸借対照表

(令和7年3月31日)

(単位 千円)

資 産 の 部

1 固 定 資 産

(1) 有 形 固 定 資 産

イ 土 地 1,864,700

ロ 建 物 1,692,708

減 価 償 却 累 計 額 △ 1,165,772 526,936

ハ 構 築 物 93,552,118

減 価 償 却 累 計 額 △ 42,531,238 51,020,880

ニ 機 械 及 び 装 置 3,250,971

減 価 償 却 累 計 額 △ 2,030,462 1,220,509

ホ 車 両 運 搬 具 109,791

減 価 償 却 累 計 額 △ 85,522 24,269

ヘ 工 具 器 具 及 び 備 品 443,631

減 価 償 却 累 計 額 △ 336,429 107,202

ト 建 設 仮 勘 定 619,988

有形固定資産合計 55,384,484

(2) 無 形 固 定 資 産

イ 電 話 加 入 権 1,253

ロ ソ フ ト 開 発 費 17,468

無形固定資産合計 18,721

(3) 投 資 そ の 他 の 資 産

イ 投 資 有 価 証 券 500,000

ロ 破 産 更 生 債 権 等 267

貸 倒 引 当 金 △ 267

投資その他の資産合計 500,000

固 定 資 産 合 計 55,903,205

2 流 動 資 産

(1) 現 金 ・ 預 金 2,741,359

(2) 未 収 金 408,523

貸 倒 引 当 金 △ 6,375 402,148

(3) 貯 蔵 品 61,168

(4) 前 払 金 757

(5) そ の 他 流 動 資 産	10,300	
(6) 水道水源環境保全基金	331,259	
流 動 資 産 合 計		3,546,991
資 産 合 計		59,450,196

負 債 の 部

3 固 定 負 債

(1) 企 業 債

イ 建設改良費等の財源に
充てるための企業債

2,405,063

企 業 債 合 計

2,405,063

(2) 引 当 金

イ 退職給付引当金

619,483

ロ 修繕引当金

358,867

引 当 金 合 計

978,350

固 定 負 債 合 計

3,383,413

4 流 動 負 債

(1) 企 業 債

イ 建設改良費等の財源に
充てるための企業債

174,271

企 業 債 合 計

174,271

(2) 未 払 金

1,039,775

(3) 前 受 金

6,449

(4) 引 当 金

イ 賞与引当金

60,727

ロ 法定福利費引当金

11,677

引 当 金 合 計

72,404

(5) 預 り 金

283,904

(6) そ の 他 流 動 負 債

10,300

流 動 負 債 合 計

1,587,103

5 繰 延 収 益

(1) 長 期 前 受 金

イ 国庫補助金長期前受金

673,812

収 益 化 累 計 額

△ 249,385

424,427

ロ 県補助金長期前受金

1,335,414

収 益 化 累 計 額

△ 621,201

714,213

ハ	工事負担金長期前受金	39,336,223		
	収 益 化 累 計 額	<u>△ 22,124,681</u>	17,211,542	
ニ	受 贈 財 産 評 価 額 長 期 前 受 金	1,643,022		
	収 益 化 累 計 額	<u>△ 397,570</u>	1,245,452	
ホ	寄 附 金 長 期 前 受 金	15,000		
	収 益 化 累 計 額	<u>△ 4,387</u>	10,613	
ハ	そ の 他 長 期 前 受 金	1,463		
	収 益 化 累 計 額	<u>△ 860</u>	603	
	長 期 前 受 金 合 計			<u>19,606,850</u>
	繰 延 収 益 合 計			<u>19,606,850</u>
	負 債 合 計			<u>24,577,366</u>

資 本 の 部

6	資 本 金			33,162,136
7	剰 余 金			
(1)	資 本 剰 余 金			
イ	受 贈 財 産 評 価 額	215,363		
	資 本 剰 余 金 合 計		215,363	
(2)	利 益 剰 余 金			
イ	減 債 積 立 金	9,000		
ロ	建 設 改 良 積 立 金	166,528		
ハ	当 年 度 未 処 分 利 益 剰 余 金	<u>1,319,803</u>		
	利 益 剰 余 金 合 計		<u>1,495,331</u>	
	剰 余 金 合 計			<u>1,710,694</u>
	資 本 合 計			<u>34,872,830</u>
	負 債 資 本 合 計			<u>59,450,196</u>

(注) 貸倒引当金取崩額 2,272千円
賞与引当金取崩額 58,864千円
法定福利費引当金取崩額 10,782千円

注 記 表

1 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的債券 償却原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品 先入先出法

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

・ 減価償却の方法 定額法

・ 主な耐用年数

建物 10～50年

構築物 30～60年

機械及び装置 6～20年

車両運搬具 4～7年

工具器具及び備品 4～15年

② 無形固定資産

・ 減価償却の方法 定額法

・ 主な耐用年数

ソフト開発費 5年

(4) 引当金の計上方法

① 退職給付引当金

当年度末における職員に対する退職手当の要支給額から、愛知県市町村職員退職手当組合における積立金相当額を控除した金額を計上している。

② 賞与引当金

職員の期末手当及び勤勉手当の支給に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。

③ 法定福利費引当金

職員の期末手当及び勤勉手当に係る法定福利費の支出に備えるため、当年度末における支出見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。

④ 貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、破産更生債権等については回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

(5) 消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっている。

2 リース契約により使用する固定資産

(1) リース会計に係る特例措置

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

(2) 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る未経過リース料相当額

1年内	920 千円
1年超	2,010 千円
計	2,930 千円

3 その他の注記

(1) 新会計基準移行に係る経過措置

① 修繕引当金に関する経過措置

平成26年3月31日以前に引き当てられたものについては、引き続き従前の例により取り崩すこととする。

令和 7 年 度

愛知中部水道企業団水道事業会計
予 算 実 施 計 画 節 別 内 訳 書

令和7年度愛知中部水道企業団水道事業会計予算実施計画節別内訳書

収益的収入及び支出

収 入

款	項	目	節	予定額(千円)	備 考
1 水道事業収	1 営業収益			8,451,206	
		1 営業収益		7,554,632	
		1 給水収益		7,286,829	給水戸数 142,600 戸 有収水量 32,655 千m ³
			水道使用料	7,274,971	
			水道水源環境保全基金収入	11,858	
		2 受託工事収		803	受託給水工事に伴う負担金
			受託工事収	803	
		3 その他営業収		238,546	検査手数料他 下水道使用料徴収事務負担金他
			手数料	5,089	
			雑収益	233,457	
		4 他会計負担金		28,454	消火栓等維持管理負担金他
			他会計負担金	28,454	
	2 営業外収			886,514	
		1 受取利息		3,241	
			有価証券利息	3,091	
			基金運用有価証券利息	150	
		2 長期前受金戻入		842,904	減価償却費等に対応する長期前受金の収益化
			国庫補助金長期前受金戻入	15,087	
			県補助金長期前受金戻入	20,395	
			工事負担金長期前受金戻入	771,371	

款	項	目	節	予定額(千円)	備 考
			受 贈 財 産 評 価 額 長 期 前 受 金 戻 入	35,515	
			寄 附 金 長 期 前 受 金 戻 入	337	
			そ の 他 長 期 前 受 金 戻 入	199	
		3 雑 収 益		40,369	車両賃貸料(水道サービス協会)他 行政財産目的外使用料 グループ保険等の事務取扱手数料他
			賃 貸 料	4,498	
			使 用 料	8,503	
			そ の 他 雑 収 益	27,368	
	3 特別利益			10,060	
	1	そ の 他 特 別 利 益		10,060	
			退 職 給 付 引 当 金 戻 入 益	10,060	

支 出					
款	項	目	節	予定額(千円)	備 考
1 水道事業費	1 営業費用	1 原水及び浄水費		6,867,319	
				6,714,403	
				2,572,270	水源及び県水受水等に係る施設管理費
			給 料	31,146	1 人件費 8人 73,351千円
			手 当 等	21,189	2 受水費 2,458,535千円 県営水道承認基本給水量 102,500m ³ /日
			賞与引当金額 繰 入 額	4,809	3 委託料 11,539千円 水質検査機器保守点検業務委託他
			法定福利費	15,340	4 動力費・薬品費 15,338千円 東名水源始め 3施設
			法定福利費 引当 繰 入 額	867	5 水源等維持修繕費 8,639千円
			旅 費	14	
			備 消 品 費	4,115	
			燃 料 費	255	
			光 熱 水 費	134	
			通 信 運 搬 費	146	
			委 託 料	11,539	
			手 数 料	36	
			修 繕 費	7,319	
			動 力 費	13,946	
			薬 品 費	1,392	
			材 料 費	1,320	
			受 水 費	2,458,535	
			保 険 料	137	
			公 課 費	31	

款	項	目	節	予定額(千円)	備 考
		2 配水及び給水費		1,064,958	配水及び給水に係る施設管理費
			給 料	66,478	1 人件費 17人 152,782千円
			手 当 等	42,401	2 委託料 407,473千円 水道施設維持管理業務委託他
			賞与引当金繰入額	10,226	3 動力費・薬品費 43,016千円 二村山配水場始め 24施設
			法定福利費	31,713	4 配水施設等維持修繕費 396,650千円
			法定福利費引当金繰入額	1,964	
			旅 費	22	
			備 消 品 費	1,793	
			燃 料 費	681	
			光 熱 水 費	2,147	
			印刷製本費	63	
			通信運搬費	2,775	
			委 託 料	407,473	
			手 数 料	24	
			賃 借 料	1,632	
			修 繕 費	395,596	
			動 力 費	38,085	
			助 成 金	52,630	
			薬 品 費	4,931	
			材 料 費	1,054	
			補 償 費	900	
			負 担 金	1,597	
			保 険 料	681	

款	項	目	節	予定額(千円)	備 考
			公 課 費	92	
		3 受託工事費		803	受託給水工事に係る費用
			工 事 請 負 費	803	区画整理内の宅地内引込工事他
		4 総 係 費		846,163	事業活動全般に係る一般管理費
			給 料	158,142	1 人件費 37人 372,618千円
			手 当 等	115,870	2 委託料 302,134千円 検針・収納業務及び開閉栓等業務委託他
			賞 与 引 当 金 繰 入 額	24,853	3 修繕費 50,098千円 庁舎関係修繕工事他
			報 酬	425	4 通信運搬費 24,968千円 水道料金納付書等郵送料他
			法 定 福 利 費	77,643	
			法 定 福 利 費 引 当 金 繰 入 額	4,930	
			旅 費	2,435	
			報 償 費	80	
			被 服 費	2,599	
			備 消 品 費	9,539	
			燃 料 費	164	
			光 熱 水 費	8,562	
			印 刷 製 本 費	8,476	
			通 信 運 搬 費	24,968	
			委 託 料	302,134	
			手 数 料	27,480	
			賃 借 料	7,169	
			使 用 料	6,728	
			修 繕 費	50,098	

款	項	目	節	予定額(千円)	備 考
			研 修 費	2,501	
			交 際 費	150	
			負 担 金	1,572	
			厚 生 費	4,029	
			保 険 料	3,393	
			公 課 費	29	
			貸倒引当金繰入額	2,194	
		5 議会及び監査費		2,971	議会及び監査に要する費用
			報 酬	854	1 報酬 854千円 議会議員 15人、監査委員 2人
			旅 費	900	2 旅費 900千円 議会議員行政視察他
			備 消 品 費	24	
			印 刷 製 本 費	450	
			委 託 料	237	
			賃 借 料	365	
			修 繕 費	11	
			交 際 費	100	
			会 費 負 担 金	30	
		6 水源地域環境整備事業費		38,819	水源地環境整備促進に係る事業費
			旅 費	99	1 助成金 38,176千円 木曽川・矢作川「水源の森」森林整備協定造林事業助成金他
			通 信 運 搬 費	17	2 賃借料 445千円 「水源の森応援隊」森林整備活動貸切バス他
			賃 借 料	445	
			使 用 料	57	
			助 成 金	38,176	

款	項	目	節	予定額(千円)	備 考
			保 険 料	25	
		7 減価償却費		2,118,504	
			有形固定資産減価償却費	2,114,386	
			無形固定資産減価償却費	4,118	
		8 資産減耗費		69,915	
			固定資産除却費	69,914	
			たな卸資産減耗費	1	
	2 営業外用費			152,891	
		1 支払利息及び企業債取扱諸費		44,015	
			企業債利息	44,015	財政融資資金 39,495千円 地方公共団体金融機構資金 4,520千円
		2 雑支出		5,080	
			その他雑支出	5,080	過年度分水道料金減免他
		3 消費税及び地方消費税		103,796	
			消費税及び地方消費税	103,796	
	3 特別損失			25	
		1 過年度損益修正損		25	
			貸倒損失	25	水道料金不納欠損に係る貸倒損失

資本的収入及び支出

収 入

款	項	目	節	予定額(千円)	備 考
1 資本的収入				1,120,488	
	1 企業債			280,000	
		1 企業債		280,000	
			企業債	280,000	配水設備改良事業に充てるための借入金
	2 国庫補助金			49,170	
		1 国庫補助金		49,170	
			国庫補助金	49,170	水道総合地震対策事業に対する国庫補助金
	3 工事負担金			791,318	
		1 工事負担金		791,318	
			工事負担金	395,616	
			他会計負担金	5,952	消火栓設置等負担金
			加入分担金	202,686	新規申込 1,660件
			配水補助管負担金	886	
			補償金	186,178	支障移転受託事業に伴う補償金

支 出					
款	項	目	節	予定額(千円)	備 考
1 資本的支出	1 建設費			4,356,698	
				4,179,313	
		1 配水設備改良費		3,946,733	1 人件費 44人 378,201千円
			給 料	164,326	2 委託料 101,726千円 設計業務委託他 8件
			手 当 等	131,917	3 工事請負費 3,413,066千円 水道施設整備工事 26件 2,180,134千円 重要給水施設管路耐震化工事 5件 399,476千円 土地区画整理内布設工事 7件 301,675千円 下水道関連受託工事 6件 155,221千円 道路改良受託工事 6件 147,147千円 特別給水承認工事他 229,413千円
			法 定 福 利 費	81,958	
			旅 費	66	
			備 消 品 費	675	
			燃 料 費	726	
			委 託 料	101,726	
			手 数 料	16	
			使 用 料	571	
			修 繕 費	553	
			工 事 請 負 費	3,413,066	
			助 成 金	27,130	
			用 地 費	22,640	
			補 償 費	900	
			負 担 金	220	
			保 険 料	219	
			公 課 費	24	
		2 固定資産購入費		232,580	
			量 水 器	10,876	

款	項	目	節	予定額(千円)	備 考
			車 両 運 搬 具	6,037	水道料金調定収納管理システム等更新他
			工 具 器 具 及 び 備 品	215,667	
	2 企 業 債 金			174,271	財政融資資金 123,321千円 地方公共団体金融機構資金 50,950千円
		1 企 業 債 金		174,271	
			企 業 債 金	174,271	
	3 補 助 金			3,114	
		1 補 助 金		3,114	
			県 補 助 金 返 還 金	3,114	

議員提出議案第 1 号

愛知中部水道企業団議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について

愛知中部水道企業団議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和 7 年 3 月 7 日 提出

提出者 愛知中部水道企業団議会議員 田崎 あきひさ

賛成者 愛知中部水道企業団議会議員 武谷 としお

賛成者 愛知中部水道企業団議会議員 吉野 ゆうと

賛成者 愛知中部水道企業団議会議員 阿部 憲明

賛成者 愛知中部水道企業団議会議員 熊田 彰夫

提案理由

この案を提出するのは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正並びに刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行に伴い、改正する必要があるからである。

愛知中部水道企業団議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

愛知中部水道企業団議会の個人情報の保護に関する条例（令和５年条例第５号）の一部を次のように改正する。

第２条第１０項中「第２条第８項」を「第２条第９項」に改める。

第１２条第５項の表中「第２条第９項」を「第２条第１０項」に改める。

第５３条から第５５条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

（施行期日）

第１条 この条例は、令和７年４月１日から施行する。ただし、第５３条から第５５条までの改正規定は、令和７年６月１日から施行する。

（罰則の適用等に関する経過措置）

第２条 附則第１条ただし書の規定の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

２ 附則第１条ただし書の規定の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和４年法律第６７号。以下「刑法等一部改正法」という。）第２条の規定による改正前の刑法（明治４０年法律第４５号。以下この項において「旧刑法」という。）第１２条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第１３条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第１６条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

愛知中部水道企業団議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年条例第5号）新旧対照表

改正後			改正前		
第 1 章 総則 (定義) 第 2 条～ 9 略 10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。） 第 2 条第 9 項 に規定する特定個人情報をいう。 11～13 略			第 1 章 総則 (定義) 第 2 条～ 9 略 10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。） 第 2 条第 8 項 に規定する特定個人情報をいう。 11～13 略		
第 2 章 個人情報等の取扱い (利用及び提供の制限) 第 1 2 条～ 4 略 5 略			第 2 章 個人情報等の取扱い (利用及び提供の制限) 第 1 2 条～ 4 略 5 略		
第12条第1項	略	略	第12条第1項	略	略
	略	略		略	略
第12条第2項	略	略	第12条第2項	略	略
第12条第2項第1号	略	略	第12条第2項第1号	略	略
第38条第1項第1号	又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき	第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法 第2条第10項 に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき	第38条第1項第1号	又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき	第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法 第2条第9項 に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき
第38条第1項第2号	略	略	第38条第1項第2号	略	略

改正後	改正前
第6章 罰則 第53条 職員若しくは職員であつた者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。 第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。 第55条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。	第6章 罰則 第53条 職員若しくは職員であつた者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。 第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。 第55条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。